ノーマライゼーションかしわプラン 2027

【第５期障害者基本計画】

各論

（柱１⑦【⑥修正反映】/柱２⑥【⑤修正反映】/柱３⑥【⑤修正反映】）

（９月２日版）

柏　市

目　次

第２章　　各論 3

各論の見方 4
施策の体系 6
柱１　みんなで寄り添う共生のまちづくり 8
柱２　みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり 24
柱３　みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり 38
柱４　みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり 52

付属資料 67

１.計画策定の流れ 69
２.用語解説 72

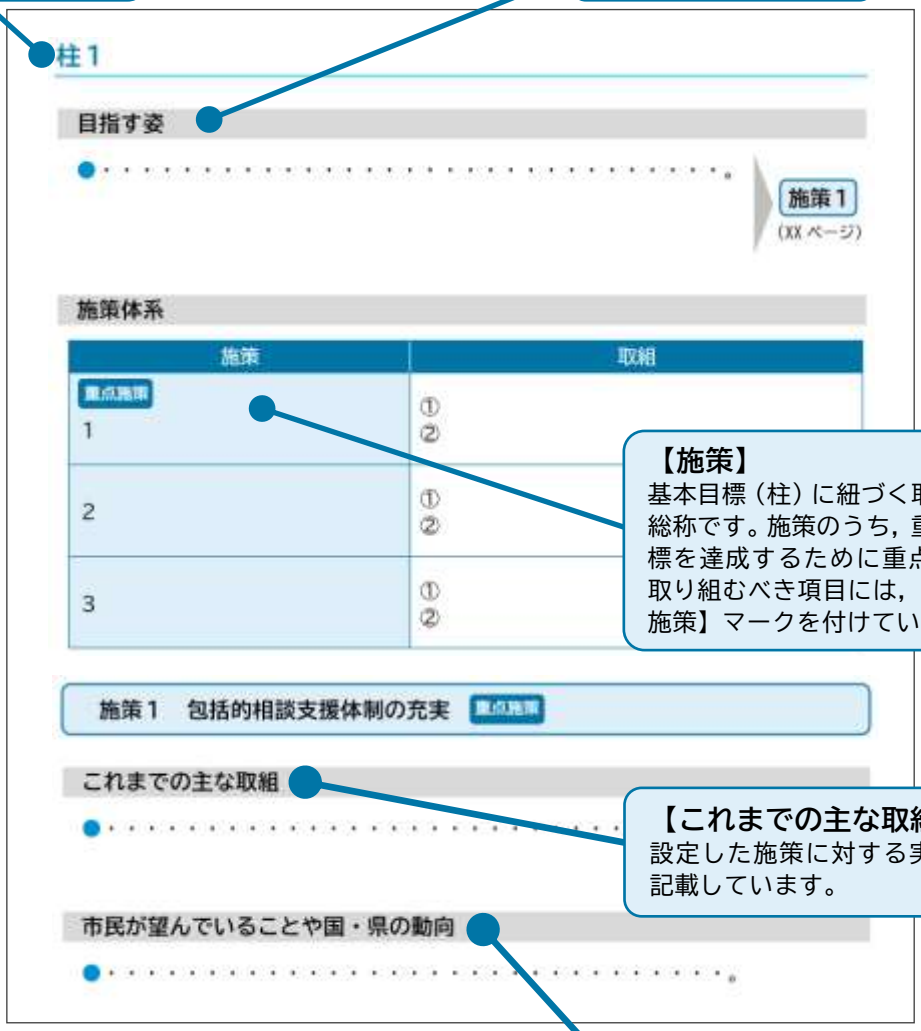
第２章

各論

各論の見方

【基本目標（柱）】
重点目標の達成のために，各種施策を整理して体系立てたものです。

【目指す姿】
基本目標（柱）ごと，施策単位で目指す方向性を設定したものです。



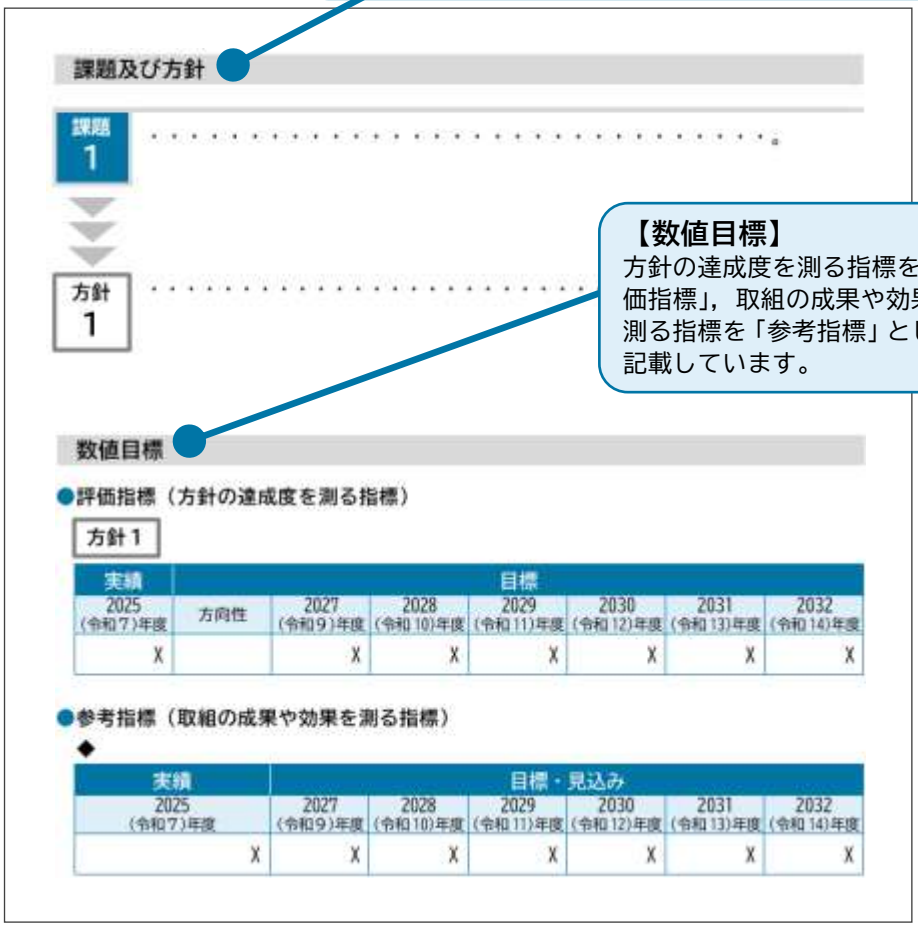
【施策】
基本目標（柱）に紐づく取組の総称です。施策のうち，重点目標を達成するために重点的に取り組むべき項目には，【重点施策】マークを付けています。

【これまでの主な取組】
設定した施策に対する実績を記載しています。

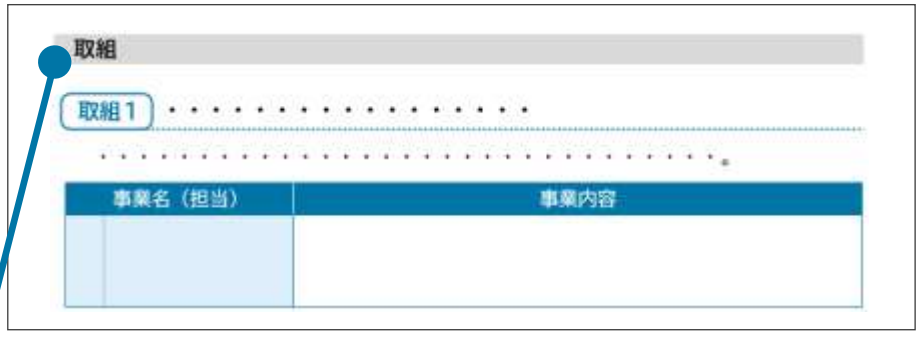
【市民が望んでいることや国・県の動向】
令和７年度に実施した計画策定のためのアンケート調査及びヒアリング調査の結果や，施策に関連する国・県の動向を記載しています。
なお，調査結果の引用元は以下のように示しています。

「基礎調査（障害者アンケート）」障害者アンケート調査結果
「基礎調査（市民アンケート）」　市民アンケート調査結果
「団体ヒアリング」　障害福祉関係団体ヒアリング結果
「相談支援事業所ヒアリング」　委託相談支援事業所ヒアリング結果

【課題及び方針】
これまでの主な取組，市民が望んでいることや国・県の動向からみえる「課題」と，目指す姿を実現するために推進すべき取組や事業の方向性を示した「方針」を記載しています。



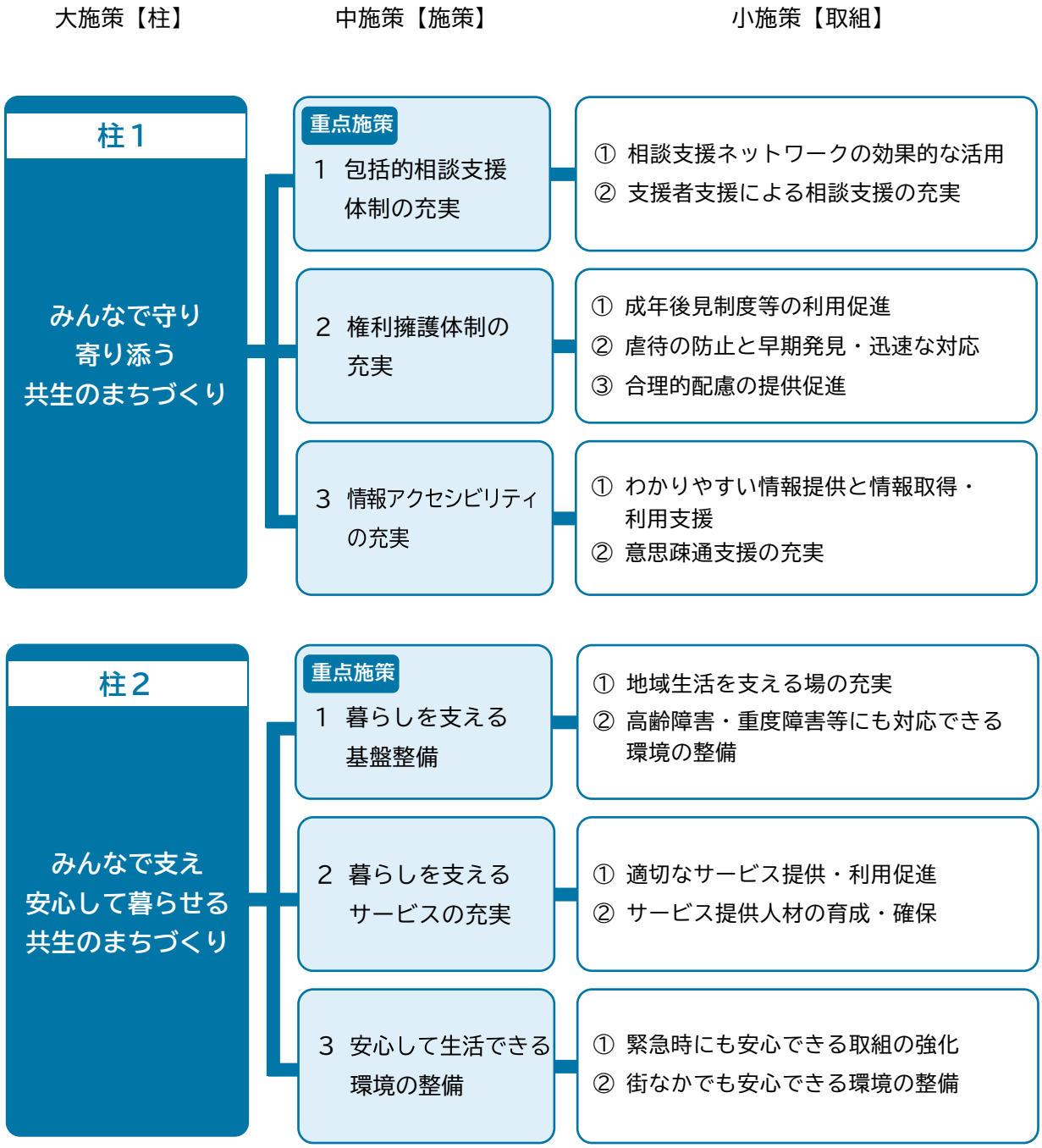
【数値目標】
方針の達成度を測る指標を「評価指標」，取組の成果や効果を測る指標を「参考指標」として記載しています。



【取組】
方針を実現するために行政及び柏市自立支援協議会が行う具体的な事業を記載しています。

施策の体系

本市では，以下の施策体系に基づき，施策・事業等を進めます。



大施策【柱】	中施策【施策】	小施策【取組】
柱３ みんなが その人らしく 社会参加できる 共生のまちづくり	重点施策 １　就労支援の充実	① 一般就労及び職場定着の促進 ② 障害特性等に応じた多様な働く場の確保
	２　社会参加の促進	① 社会とつながる機会の充実 ② 障害当事者団体への支援を通じた交流機会の充実
	３　共生意識の醸成と支え合いの地域づくり	① 共生意識の醸成 ② 協働による福祉活動の促進
柱４ みんなが健やかに 成長できる 共生のまちづくり	１　乳幼児期における支援の充実	① 気付きの段階からの早期発見･早期支援と専門的な療育支援の充実 ② 地域におけるインクルージョンの推進と支援体制・支援力の強化
	２　学齢期における支援の充実	① 教育的ニーズに応じた特別支援教育と校内支援体制の充実 ② 特性等に応じた居場所づくりと支援の質の向上
	重点施策 ３　切れ目のない支援体制の構築	① ライフステージに応じた切れ目のない支援 ② 関係機関の連携強化による切れ目のない支援

柱１　みんなで寄り添う共生のまちづくり

目指す姿

●本人が希望する生活の実現に向けて，基幹相談支援センターを中心とした関係機関の役割整理や連携強化，相談支援従事者に対する支援や人材育成を通じて，包括的な相談支援体制の充実とともに，障害者や家族が身近な場所で安心して専門的な相談ができる体制の充実を目指します。

施策１
（XX ページ）

●成年後見制度やその一次相談窓口の周知を通じて，制度利用を促進するとともに，障害者虐待防止法や合理的配慮の提供に関する理解促進や虐待・差別への対応強化を進め，障害者の権利や尊厳が脅かされることのない社会の実現を目指します。

施策２
（XX ページ）

●障害特性等に応じた情報アクセシビリティを確保するとともに，わかりやすい内容の情報発信や意思疎通支援者の確保によって，障害者が地域での暮らしや社会参加のために適切なコミュニケーション支援を受けられる状態の実現を目指します。

施策３
（XX ページ）

施策体系

施策	取組
重点施策 １　包括的相談支援体制の充実	①　相談支援ネットワークの効果的な活用 ②　支援者支援による相談支援の充実
２　権利擁護体制の充実	①　成年後見制度等の利用促進 ②　虐待の防止と早期発見・迅速な対応 ③　合理的配慮の提供の促進
３　情報アクセシビリティの充実	①　わかりやすい情報提供と情報取得・利用支援 ②　意思疎通支援の充実

施策１　包括的相談支援体制の充実　重点施策

これまでの主な取組

●地域における相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの増設（2024（令和６）年度：１か所→２か所）や，相談支援従事者に対する支援の強化等，相談支援体制の強化を図りました。その結果，基幹相談支援センターによる相談支援従事者への支援件数は，2025（令和７）年度に前年度比 82%増加しました。

●柏市自立支援協議会相談支援部会が中心となり，基幹相談支援センターと柏市自立支援協議会４部会が合同で研修会を実施し，相談支援従事者の資質向上とともに，サービス提供事業所との連携強化に取り組みました。

●複合的な課題を抱える人からの相談に対応するために，幅広い関係機関の連携が求められていることもあり，地域生活支援拠点が担当する地域（地区）ごとに研修会を実施し，支援者の資質向上と地域の関係機関の連携強化に努めました。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，悩みや困りごとの相談先は「家族・親族」が最も多くなっています。また，困った時に気軽に相談するためには「身近な場所に相談できるところがある」「相談相手が専門的な知識を持っている」が上位に挙げられています。

●団体ヒアリングによると，相談体制が整い相談しやすい環境が形成されつつあるものの，窓口の周知や障害特性を理解した相談員の充実を求める意見が挙げられています。

●相談支援事業所ヒアリングによると，相談内容や課題が多様化・複雑化していることから，多様な関係機関がそれぞれの機能や役割を相互に把握した上で連携・協働することや，相談員の資質の向上が求められています。

●国では，障害者総合支援法等の改正（2024（令和６）年４月施行）において，地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターの整備を市町村の努力義務とすることとしています。

●国では，都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について，精神障害者のほか精神保健に課題を抱える人も対象とし，相談者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保が必要とされています。

課題及び方針

課題 1

基幹相談支援センターの役割である「地域の相談支援体制強化」や「自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組」が進められているものの，相談内容の多様化・複雑化もあり，緊急時の対処や相談体制を確保するため，関係機関の連携強化が引き続き求められます。

方針 1

本市と協働して柏市自立支援協議会を運営する基幹相談支援センターを中心として，地域の関係機関の役割整理と連携強化によって相談支援ネットワークを構築・活用するとともに，地域生活支援拠点による緊急時の相談対応等により包括的相談支援体制のさらなる充実を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

相談先の周知も含めて障害者が身近な場所で相談できる体制を充実させるとともに，専門性の高い相談にも対応できるよう，相談支援従事者の専門性向上につながるような支援者支援が必要です。

方針 2

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの支援者支援機能を強化するとともに，地域生活支援拠点や柏市自立支援協議会が実施する研修等を通じた専門的人材の養成を行うとともに，利用しやすい相談支援体制の充実を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１　基幹相談支援センターによる地域の相談支援従事者への支援件数（件/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
82	増加	X	X	X	X	X	X

方針２　地域生活支援拠点が相談対応で関係機関と協働した件数（件/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
6,610	増加	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　相談支援ネットワークの効果的な活用

多様化･複合化する相談に対応できるよう，基幹相談支援センターを中心として，障害福祉分野だけでなく様々な分野の関係機関がそれぞれの役割を果たしながら連携･協働できる相談支援体制の構築に取り組み，柏市重層的支援体制とも連携･協働しながら，緊急時も含めた包括的相談支援体制の充実に取り組みます。また，協議会の運営等を通じて，集積された個別事例から地域課題を検討し，課題解決に向けて取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	基幹相談支援センターの機能強化事業（自治体と協働した協議会の運営等による地域づくり，関係機関との緊密化）〔障害福祉課〕	地域における相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの機能強化を図り，地域の相談機関との連携強化や，障害福祉分野以外の支援機関等との連携・協働促進に取り組む。
2	障害者相談支援・コーディネート事業〔障害福祉課〕	基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の相談支援ネットワークの中心となる機関に精神保健福祉士や社会福祉士等の専門職を配置し，総合的・専門的な相談支援を行う。
3	地域生活支援拠点における地区別研修(地域生活支援拠点の「地域の体制づくり」機能)〔障害福祉課〕	担当する地域（地区）ごとに地域生活支援拠点が実施する研修会において，障害福祉以外の関係機関も含めて参加することで，地域の関係機関の連携体制構築等を図る。
4	地域生活支援拠点における緊急時も含めた相談対応〔障害福祉課〕	地域で生活する障害者やその家族の困りごとに 24 時間 365 日対応できるよう，地域生活支援拠点において緊急時の相談を受け付け，関係機関と協働しながら対応を図る。
5	柏市自立支援協議会相談支援部会を通じた施策推進〔障害福祉課，柏市自立支援協議会相談支援部会〕	個別事例の検討を通じた地域課題の抽出と解決に向けた取組を行うとともに，相談支援事業所同士の連携強化や地域とのネットワーク強化に取り組む。
6	柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催〔障害福祉課〕	医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため，保健，医療等の関係者が参加する連携の場を通じて，関係機関の連携強化や医療的ケア児者の実態把握に取り組む。
7	「福祉の総合相談窓口」の設置〔福祉政策課〕	年代や性別を問わず，福祉に係る様々な悩みごと（障害・介護・家族問題・就労等）を受け止める「断らない相談窓口」を教育福祉会館に設置する。
8	柏市重層的支援体制整備事業〔福祉政策課 他〕	特定分野の支援機関だけでは対応が難しい多様化・複合化した課題等について，各支援機関の連携で「面（ネットワーク）」の支援を行い，相談から課題解決のための検討，社会参加等の出口支援を含めた体制を構築する。

取組２　支援者支援による相談支援の充実

個々のニーズに応じたケアマネジメントの実施に向けて，専門性の高い相談にも適切な案内や相談対応ができるよう，基幹相談支援センターや地域生活支援拠点が実施する研修等を通じて支援者支援を充実させ，相談支援専門員の専門職としての意識や資質のさらなる向上に取り組みます。あわせて相談先の周知を図り，安心して相談しやすい環境づくりに取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	基幹相談支援センターの機能強化事業（地域の相談支援体制の強化） 〔障害福祉課〕	地域における相談支援の中核を担う基幹相談支援センターの機能強化を図り，地域の相談支援従事者の人材育成や支援の質の向上に取り組む。
2	地域生活支援拠点における地区別研修(地域生活支援拠点の「専門的人材の確保・養成等」機能) 〔障害福祉課〕	地域生活支援拠点が担当する地域（地区）の実情に応じて実施する，研修会や相談支援事業所へのグループスーパービジョンを通じて，支援者の学び合いや実践力の向上を促進し，地域全体の相談支援を担う人材の育成につなげていく。
3	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置（柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業） 〔保健予防課，障害福祉課〕	精神障害の有無や程度にかかわらず，地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう，障害福祉だけでなく，保健や医療等の関係者が参加する協議の場を通じて，重層的な連携による支援体制を構築する。
4	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 〔障害福祉課〕	医療的ケア児等が必要とする保健，医療，福祉等の多分野にまたがる支援を調整し，総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに，必要に応じてコーディネーターが地域の相談支援専門員に助言等を行う。
5	柏市障害者相談支援従事者のための指針に基づく研修等の実施 〔障害福祉課，自立支援協議会相談支援部会〕	本市における相談支援従事者の人材育成方針等を規定した「柏市障害者相談支援従事者のための指針」に基づき，相談支援従事者を対象とした研修等を通じて，人材育成を体系的に実施する。
6	相談先の周知と活用 〔障害福祉課，自立支援協議会相談支援部会〕	地域生活支援拠点を始めとする市内の相談窓口について，パンフレットやホームページ等様々な媒体によって広く相談窓口を周知する。あわせて，相談支援従事者がそれらの資料を活用することで，適切な案内・連携が行えるように取り組む

施策２　権利擁護体制の充実

これまでの主な取組

●より多くの人に成年後見制度を利用してもらうため，委託相談支援事業所を障害者に対する一次相談窓口として運用していますが，相談先の周知に課題があります。また，制度の担い手を確保するために柏市市民後見人養成研修を実施しており，今後も制度の需要増加が見込まれています。

●柏市障害者虐待防止サポートチーム派遣事業として，障害福祉サービス事業所等で障害者虐待防止に関する普及啓発や事業所に合わせた虐待防止策の検討等を実施しており，実施事業所数及び事業所職員の受講者数が増加しています。

●障害者差別解消法改正により，2024（令和６）年から合理的配慮の提供が事業者にも義務化されることをホームページやリーフレットにより周知するとともに，障害者差別に関する相談窓口の施行事業「つなぐ窓口」の案内を行いました。また，柏市障害者差別解消支援地域協議会を年２回開催しました。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，成年後見制度の名前のみを知っている人と内容を知っている人は，合わせて７割強いる一方で，市が設置する相談窓口の認知度は低く，「知らない」が７割強となっています。

●相談支援事業所ヒアリングによると，成年後見制度について，本人や家族に誤解が生じていたり，制度が必要と思われてもどのタイミングで勧めるか判断が難しかったりするという課題が挙げられています。

●2026（令和８）年６月に成年後見制度の抜本的な見直しを含む改正民法が成立しました。2028（令和 10）年度の施行に向けて，成年後見制度が必要な目的や期間に応じた柔軟な利用が可能となるよう，制度の具体的な設計が進められる見込みです。

●障害福祉サービス事業所等には，虐待防止措置の実施が 2022（令和４）年度から義務付けられています。2024（令和６）年度からは，事業所における虐待防止委員会や職員研修の実施，虐待防止の担当者の配置を行わない事業所の報酬が減算されることになっており，虐待防止に向けた取組が進められています。

●基礎調査（障害者アンケート）では障害者差別解消法を知っている障害者は約３割，基礎調査（市民アンケート）では障害者差別解消法の意味や内容を概ね知っている市民は約２割となっています。また，基礎調査（障害者アンケート）では，障害者が差別を感じた場所は，学校等の教育機関，交通機関，店舗等，多岐にわたっています。

課題及び方針

課題 1

成年後見制度について，その内容とともに相談窓口の認知度が低く，設置した相談窓口が活用されていない状況があります。制度の見直しが進む中，今後の利用促進に向けた相談窓口や新制度の周知に加え，市民後見人の活用等，制度の担い手の確保が必要です。

方針 1

成年後見制度及び一次相談窓口を引き続き広く周知するとともに，市民後見人の確保・育成等により担い手を確保することで，成年後見制度の利用促進を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

障害福祉サービス事業所等における障害者への虐待防止措置が強化され，施設等の組織・マネジメント体制や障害福祉サービス従事者の理解向上に向けた取組がより一層求められています。また，対応する市職員のスキルや関係機関及び市町村間の連携を向上させる取組が必要です。

方針 2

障害者虐待防止法のさらなる普及啓発により，障害福祉サービス従事者等の障害者虐待防止への理解促進とともに，障害者虐待の未然防止，早期発見・早期対応，再発防止の一体的な推進を図ります。

取組２
（XX ページ）

課題 3

障害者差別解消法の内容や合理的配慮の必要性等についての認知は十分に進んでおらず，障害者は依然として様々な場所で差別を経験するケースが見られます。事業者への合理的配慮の提供が義務化された中，障害者本人も含めた理解促進や，適切な配慮が行われる環境の整備が課題となっています。

方針 3

障害者本人も含めて障害者差別解消法を周知啓発することで障害者差別解消への理解を促し，合理的配慮の提供が適切に行われる環境整備を図ります。

取組３
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１　委託相談支援事業所（一次相談窓口）における成年後見制度に関する相談件数（件/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
52	増加	X	X	X	X	X	X

方針２　柏市障害者虐待防止サポートチーム事業受講者のうち，管理者等の受講人数（人/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
19	増加	X	X	X	X	X	X

方針３　障害者差別や合理的配慮の不提供に関する相談件数（件/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
1	増加	X	X	X	X	X	X

●参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

◆成年後見制度利用支援事業利用人数（人/年）

実績	目標・見込み					
2025（令和７）年度	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
33	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　成年後見制度等の利用促進

成年後見制度の周知とあわせて，地域における相談窓口があることを周知することで，成年後見制度について相談したい人が相談できる環境とするとともに，相談窓口の対応能力向上に取り組みます。また，制度の担い手である市民後見人の養成・育成とあわせて，報酬に対する助成等の必要な支援を行い，制度をより利用しやすい環境整備に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	成年後見一次相談窓口の周知 〔障害福祉課〕	委託相談支援事業所が障害に関する成年後見の一次相談窓口であることの周知強化を図り，身近な相談窓口として相談支援を行う。
2	かしわ福祉権利擁護センター（成年後見制度に係る中核機関）事業 〔社会福祉協議会，地域包括支援課，障害福祉課〕	成年後見制度に係る中核機関として，相談や制度利用への支援，普及啓発（研修や出前講座等）等，司法書士等の専門職と連携して取り組むとともに，法人として成年後見人も担う。また，一次相談窓口への支援を通じて，市内相談支援体制の強化に取り組む。
3	成年後見制度利用支援事業 〔障害福祉課，地域包括支援課〕	自己の判断のみによる意思決定が困難であり，成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に，制度についての情報提供や手続きに関する支援，申立費用や後見人への報酬助成を実施する。
4	日常生活自立支援事業 〔社会福祉協議会〕	成年後見制度の利用にはなじまないものの，判断能力に一定の不安が見られる障害者や高齢者が安心して自立した生活が送れるよう，福祉サービスの利用や財産管理の相談に応じて支援を行う。
5	柏市権利擁護ネットワークの運営 〔地域包括支援課，社会福祉協議会，障害福祉課〕	障害者や高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用等を推進する目的で，関係機関等と連携して課題共有を図り，問題解決に向けた対応強化を図る。
6	市民後見人推進事業（柏市市民後見人養成研修） 〔地域包括支援課，障害福祉課〕	弁護士や社会福祉士等の専門職だけでなく，市民後見人を養成・育成するため，柏市市民後見人養成研修等の実施を通じて，権利擁護体制への市民参画を推進する。

取組２　虐待の防止と早期発見・迅速な対応

柏市権利擁護ネットワークを中心とした関係機関の連携強化や障害福祉サービス事業所職員等に向けた研修会の実施によって，障害者への虐待防止について意識向上を図り，養護者からの虐待疑いも含めた障害者虐待の早期発見に取り組みます。また，虐待防止体制の充実を図るため，障害福祉サービス事業所を対象とした普及啓発等を行うとともに，虐待対応にあたる市職員のスキルアップ，関係機関及び近隣市町村との連携強化に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	《再掲》柏市権利擁護ネットワークの運営 〔地域包括支援課，社会福祉協議会，障害福祉課〕	障害者や高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用等を推進する目的で，関係機関等と連携して課題共有を図り，問題解決に向けた対応強化を図る。
2	柏市障害者虐待防止サポートチーム派遣事業 〔障害福祉課〕	障害福祉サービス事業所等へ弁護士などの有識者が出向き，障害者虐待防止に関する普及啓発や，事業所に合わせた虐待防止策の検討等を行うことにより，事業所の支援の質の向上や障害者虐待防止を図る。
3	虐待防止に関する研修会の実施 〔障害福祉課〕	障害福祉サービス事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催し，虐待の防止と早期発見のための意識向上を図る。
4	東葛市町村虐待防止担当者連絡会の開催 〔障害福祉課〕	各市の障害者虐待担当者が出席し，現状の共有や事例検討等を通じて，職員のスキルアップや連携強化を図る。
5	広報誌やホームページ等による啓発，周知 〔障害福祉課〕	障害者虐待の防止について，広報かしわやホームページ上で啓発を行う。また，研修や会議の際に，障害者虐待防止法に関するチラシの配布を行う。

取組３　合理的配慮の提供促進

事業者や行政機関において合理的配慮が適切に提供されるとともに，障害のある人自身が必要な配慮を求められるよう，市民や地域，事業所，庁内等に対して広報媒体や街頭啓発等を通じた障害者差別解消法の幅広い周知と，障害者差別や合理的配慮の提供に関する理解啓発に取り組みます。また，差別に関する相談に応じる窓口の設置や関係機関の連携強化により，障害者差別への対応体制の強化に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	《再掲》広報誌やホームページ等による啓発，周知 〔障害福祉課〕	合理的配慮及び相談窓口について，広報かしわやホームページ上で啓発を行う。また，研修や会議の際に，障害者差別解消法及び合理的配慮に関するチラシの配布を行う。
2	街頭啓発の実施 〔障害福祉課〕	駅前やサッカースタジアム等，不特定多数の市民に対して啓発品の配布等を行うことで，障害者差別や合理的配慮に関する周知啓発を行う。
3	地域出前講座の実施 〔障害福祉課〕	誰もが住みよい社会を構築することを目指し，障害者の人権についての周知と合理的配慮に関する理解促進のため，障害者差別解消法を始め，障害者の人権に関する啓発や研修を実施する。
4	市職員向け障害者差別解消研修 〔人事課〕	職層別の研修科目の１つとして，障害福祉課職員を内部講師とし，障害者差別解消法や市の取組，日々の業務等における合理的配慮等に関する研修・啓発を実施する。
5	障害者差別に関する相談窓口の設置 〔障害福祉課〕	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき，障害者への差別に関する相談窓口を設置する。
6	柏市障害者差別解消支援地域協議会の開催 〔障害福祉課〕	関係機関とともに，柏市の障害者差別の相談状況について共有し，障害者差別解消法の周知や差別解消への具体策について意見交換を行う。

施策３　情報アクセシビリティの充実

これまでの主な取組

●障害福祉に関する情報を集約化した「障害福祉のしおり」の発行や，広報誌やホームページでの情報発信を行いました。また，2025（令和７）年度から，ＬＩＮＥを活用したプッシュ型通知を新たに開始しました。

●意思疎通を図ることに支障がある人を対象に，これまでの手話通訳者や要約筆記者に加えて，2025（令和７）年度から失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を開始しました。コロナ禍に件数が落ち込んだ手話通訳者・要約筆記者の派遣件数は増加傾向にあるものの，失語症者向け意思疎通支援者派遣事業はまだ実績がない状況です。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，障害福祉に関する情報の入手先として複数の媒体が挙げられていますが，その中でも広報かしわの活用度が他の媒体と比較して高い状況です。また，福祉に関するサービスの情報を得るために困ったこととして，「制度・サービスがわかりにくい」が約４割，「どこで情報を得られるかわからない」が３割半ばとなっています。

●基礎調査（障害者アンケート）によると，市等の情報提供を充実させるために「ホームページの内容を充実させる」「障害福祉のしおりの内容を充実させる」が上位に挙げられています。

●団体ヒアリングによると，ホームページやＳＮＳの利用に不慣れな障害者に対する配慮や，障害特性に応じた情報発信を求める意見があります。

●国は，「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（2022（令和４）年５月施行）において，自治体に対し，障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するとともに，地域生活支援事業の意思疎通支援事業や専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業及び養成事業等の実施が引き続き求められています。

課題及び方針

課題 1

「障害福祉のしおり」を始めとする既存媒体はそれぞれに一定の利用が見られますが，情報入手方法のわかりにくさが挙げられています。ホームページ等の充実を求めるニーズへの対応とあわせて，従来の紙媒体も含め情報へのアクセス方法を選択できるような情報発信や，制度やサービスのわかりやすい案内が求められています。

方針 1

情報取得方法を選択できるように多様な媒体での情報発信とともに，わかりやすい内容での情報発信により，必要とする情報の十分な取得・利用を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や事業者の合理的配慮義務化により，多様な手段を用いた円滑な意思疎通への対応が求められる中，必要な人が自分に合う意思疎通支援を選択できるよう，意思疎通支援を幅広く周知するとともに，支援者を育成していく必要があります。

方針 2

障害を理由として意思疎通を図ることに支障がある障害者等が，意思疎通にあたって必要な支援を受けられるよう支援制度を周知するとともに，意思疎通支援者の養成等を通じて意思疎通の円滑化を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１　市が発信する媒体から障害福祉に関する情報を入手する障害者の割合（%）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
57.8	増加	X	X	X	X	X	X

方針２　手話通訳者の利用件数（件/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
658	増加	X	X	X	X	X	X

方針２　要約筆記者の利用件数（件/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
91	増加	X	X	X	X	X	X

●参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

◆手話奉仕員養成研修の講習修了者数（人/年）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
34	X	X	X	X	X	X

◆要約筆記者養成研修の講習修了者数（人/年）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
－	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　わかりやすい情報提供と情報取得・利用支援

障害者やその家族が必要としている情報について，障害特性や年代に配慮し，多様な媒体を通じて，見やすく，わかりやすい提供に取り組みます。また，手続きのオンライン化やＳＮＳの活用等により，サービスの案内や利用の円滑化に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	「障害福祉のしおり」の発行 〔障害福祉課〕	情報の集約化を目的として，障害福祉に関する制度やサービスをまとめた冊子を作成する。新規手帳取得者への配付や障害福祉課窓口等での配布を通じ，制度やサービスの周知を図る。
2	広報誌・ホームページ・ＳＮＳ等による多様な情報発信 〔障害福祉課，広報広聴課〕	情報を受け取る人が選択できるよう，広報誌やホームページ，ＳＮＳ等，多様な媒体を用いて情報発信を行う。
3	「伝わる」情報発信の取組 〔障害福祉課，広報広聴課〕	市が発信する情報が適切な手段で受け手に届き，理解や同意，さらには「共感」を得られるよう，「伝わる」情報発信を行う。
4	デザインサポートステーションの活用 〔広報広聴課，障害福祉課〕	広報広聴課で設置しているデザインサポートステーションを活用し，チラシやお知らせ文等について，デザイン的視点からアドバイスを受け，「伝わる」広報物の制作を行う。
5	手続きのオンライン化 〔障害福祉課〕	市に対する申請等のオンライン化を進めることで，障害者がいつでもどこでも申請ができるような環境を構築する。
6	来館が困難な人への郵送サービス 〔図書館〕	重度の障害があって来館することが困難な障害者のために，図書や視聴覚資料（ＣＤ，ＤＶＤ等）の郵送による貸し出しを行う。
7	ＳＮＳを活用したプッシュ型通知 〔障害福祉課〕	柏市公式ＬＩＮＥを活用し，利用しているサービスの手続きが必要になるタイミングで対象者に通知を行う。

取組２　意思疎通支援の充実

障害者が日常生活において円滑なコミュニケーションが図れるよう，障害に配慮した情報提供やＩＣＴ機器の活用等を通じて意思疎通支援を推進するとともに，障害福祉課の窓口に手話通訳者を設置し，日常生活に必要な情報提供等に取り組みます。あわせて，意思疎通支援に携わる人材の育成に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	意思疎通支援者の派遣 〔障害福祉課〕	障害者の意思疎通や外出を支援するため，手話や要約筆記，介助等ができる人材を派遣し，日常生活における円滑なコミュニケーションを支援する。
2	柏市遠隔手話サービスの実施 〔障害福祉課〕	手話通訳を必要とする人に対し，遠隔地で手話通訳ができるよう，スマートフォンやタブレット等を使用した手話通訳を実施する。
3	窓口への手話通訳者の設置 〔障害福祉課〕	障害福祉課窓口に手話通訳者を設置し，職員と連携をとりながら円滑な窓口対応を図る。あわせて，聴覚障害者等の日常生活に必要な情報の提供並びに啓発を行う。
4	ヒアリングループの貸出・設置 〔障害福祉課〕	難聴者の聞こえを支援するヒアリングループの貸出を行うことで，講座や会議等での情報保障を図る。
5	意思疎通支援者の養成 〔障害福祉課〕	コミュニケーション支援が必要な障害者の意思疎通等を支援できる人材を確保するため，各種養成講座を開催する。
6	手話講習会等の実施 〔障害福祉課〕	手話に興味がある市民や，聞こえない・聞こえにくい人等，様々な対象者が参加できる講習会を実施し，手話に関する学習機会を提供する。
7	音声版（ユニコード）等の活用 〔障害福祉課〕	視覚障害者にも配慮した情報発信ルートとして，文字情報を音声情報として届けられるような配慮を行う。
8	点字広報・声の広報の発行及び点字・声の広報等発行事業補助金の交付 〔障害福祉課〕	活字での情報取得が困難な視覚障害者に配慮した情報提供として，市の広報誌を点訳・音訳した広報を発行するとともに，発行にあたって点訳・音訳作業を行うボランティア団体に対して補助金を交付することで，その活動を支援する。
9	電子図書館サービス 〔図書館〕	パソコンやスマートフォンを使用して，いつでも電子書籍の貸出・返却ができるサービス。文字の拡大・反転や読み上げ機能のある電子書籍も提供する。

柱２　みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

目指す姿

●地域全体で障害者の暮らしを支える支援ネットワークの充実を図り，高齢障害者や重度障害者等の特別な配慮が必要な人を含め，本人の希望に応じた地域生活の実現を目指します。

施策１
（XX ページ）

●地域で自分らしく自立した生活を送ることができるよう，個々のニーズに対応した適切なサービスを提供するため，サービスの質と適正な量の確保とあわせて，サービス提供人材の育成・確保を目指します。

施策２
（XX ページ）

●共助も含めて緊急時にも適切な支援が受けられるような体制整備とあわせて，平時からの普及啓発により，誰もが安心して過ごせるまちづくりの実現を目指します。

施策３
（XX ページ）

施策体系

施策	取組
重点施策 １　暮らしを支える基盤整備	①　地域生活を支える場の充実 ②　高齢障害･重度障害等にも対応できる環境の整備
２　暮らしを支えるサービスの充実	①　適切なサービス提供・利用促進 ②　サービス提供人材の育成・確保
３　安心して生活できる環境の整備	①　緊急時にも安心できる取組の強化 ②　街なかでも安心できる環境の整備

施策１　暮らしを支える基盤整備

これまでの主な取組

●障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点の適切な運営体制を構築していくため，柏市地域生活支援拠点運営協議会を年２回開催し，機能の評価・検討や各地域の課題共有を行いました。また，柏市地域生活コーディネーターを配置し，障害者等からの相談に応じるとともに，関係機関とのネットワークを活用した支援の強化を行っています。

●障害福祉サービス事業所等におけるバリアフリー化や障害特性に応じた改造及び身体障害者や重度障害者向けグループホームの新築等を対象に，障害福祉サービス施設等改造等補助や施設の公募を実施しました。また，柏市地域移行・生活相談支援コーディネート事業により，グループホーム等への支援を行っています。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，現在自宅で暮らす障害者は約９割，将来自宅で暮らしたい障害者は７割半ばとなっています。また，地域で自立した生活を続けるために，身の回りの手伝い等の支援が求められています。

●団体ヒアリングによると，地域生活支援拠点を中心とした体制づくりや対応を評価する一方，当事者が地域生活支援拠点につながるための周知・啓発等が不十分という意見があります。

●相談支援事業所ヒアリングによると，各支援機関の役割や対応可能な内容について，十分に相互理解が図られているとは言いがたい現状があり，障害者がサービスを利用する上で，関係機関が協働で支援する仕組みを求める意見が挙げられています。

●国では，2024（令和６）年度から地域生活支援拠点等について障害者総合支援法に位置付けるとともに，その整備に関する市町村の努力義務を設け，障害者の重度化・高齢化や親なき後を見据え，緊急時の対応や入所施設・病院等からの地域移行の推進を担うことを求めています。

●国で 2026（令和８）年に作成した「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」では，共同生活援助（グループホーム）の提供すべき支援の内容として，利用者個々の状況に応じて適切な支援を行い，利用者の希望する暮らしを実現するために，様々な関係機関と連携して支援を行う必要があることが明記されています。

課題及び方針

課題 1

住み慣れた地域での生活を望む障害者が多いため，地域での生活を希望する障害者が地域で暮らせるよう，関係機関の連携･協働による必要な支援の提供や，入所施設・病院等からの地域移行の推進が求められています。

方針 1

障害者等の安心した地域生活のため，緊急時の対応や体験の機会・場の提供を行う地域生活支援拠点と関係機関による支援ネットワークの深化を図るとともに，障害者本人が希望する地域生活を促進するための専門的人材を配置して地域移行の推進を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

本人やその家族の高齢化等を背景として，障害の高齢化・重度化，医療的ケア等に配慮した地域生活の支援が求められています。国の動向も踏まえ，専門性の高いケアを行う支援者への支援や，関係機関による連携の強化も必要となっています。

方針 2

専門性の高い支援が必要な障害者や高齢障害者も希望する生活ができるよう，介護テクノロジーの活用も含めた支援者支援の強化を図るとともに，支援ネットワークの構築・活用を通じた支援体制の充実を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１ 福祉サービスを利用しながら地域で暮らしている障害者の人数（人/月）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
1,303	増加	X	X	X	X	X	X

方針２ 上記人数のうち，高齢障害者もしくは重度障害者の人数（人/月）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
810	増加	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　地域生活を支える場の充実

多様化・複合化する福祉課題を抱える障害者でも地域で安心して暮らせるよう，引き続き地域生活支援拠点と地域の関係機関が連携した支援ネットワークの深化に取り組みます。また，柏市くらしコーディネーターや拠点コーディネーターといった専門人材を設置し，支援ネットワークを活用しながら，入所施設や病院等からの地域移行・定着に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	柏市地域生活支援拠点運営協議会の開催 〔障害福祉課〕	障害者が安心して地域生活を送れるよう，柏市自立支援部会専門部会をはじめとする関係機関の意見を踏まえながら，地域生活支援拠点の機能の評価を行うとともに，適切な運営体制について検討する。
2	《再掲》地域生活支援拠点における地区別研修（地域生活支援拠点の「専門的人材の確保・養成等」機能） 〔障害福祉課〕	地域生活支援拠点が担当する地域（地区）ごとに実施する研修会において，障害福祉だけでなく，多分野の関係機関が参加することで，地域の関係機関の連携体制構築等を図る。
3	《再掲》柏市重層的支援体制整備事業 〔福祉政策課 他〕	特定分野の支援機関だけでは対応が難しい多様化・複合化した課題等について，各支援機関の連携で「面（ネットワーク）」の支援を行い，相談から課題解決のための検討，社会参加等の出口支援を含めた体制を構築する。
4	柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 〔保健予防課，障害福祉課〕	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう，障害福祉だけでなく，保健，医療等の関係者が参加する協議の場を通じて，重層的な連携による支援体制を構築する。また，精神科病院に長期に入院している精神障害者を対象に，ピアサポーターとの交流等も通じて，地域生活への移行を促進するとともに，地域生活への定着を図る。
5	柏市地域移行・生活相談支援コーディネート事業（柏市くらしコーディネーター） 〔障害福祉課〕	障害者自身が望む生活への実現に向け，関係機関と連携しながら地域移行支援及びグループホーム等への支援を行う専門人材を配置する。
6	拠点コーディネーターの配置 〔障害福祉課〕	地域生活支援拠点に専門人材を配置し，関係機関とのネットワークの構築及び入所施設や病院等からの地域移行を推進するとともに，平時からの支援により「緊急にしない」予防・対策を推進する。

取組２　高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備

医療的ケア者や強度行動障害者等，特別な配慮を必要とする人に加え，高齢障害者の暮らしの場を充実させるため，各種研修や介護テクノロジーの導入支援等を通じて支援者の専門性向上及び負担軽減を図り，高齢化・重度化による暮らしの変化にも適切に対応できる支援者の育成に取り組みます。

加えて，多面的な支援を実現するため柏市自立支援協議会くらし部会連絡会等を活用して関係機関相互の顔の見える関係づくりを推進し，支援ネットワークの強化に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	サービス環境整備事業の実施 〔障害福祉課〕	従来実施している市内の障害福祉サービス提供事業所が実施する施設の改造への支援に加え，障害福祉分野における介護テクノロジーの導入支援（介護ロボットやＩＣＴの導入）等，重度障害者の受入につながるサービス環境を向上させるための事業を実施する。
2	柏市自立支援協議会くらし部会連絡会における研修会 〔障害福祉課，自立支援協議会くらし部会〕	在宅生活を送る障害者を支援する居宅介護事業所等のネットワーク構築を目的に実施するヘルパー事業所連絡会，居宅サービスを提供する市内のグループホーム等のネットワーク構築を目的に実施するグループホーム等連絡会において，支援者育成のための研修を実施する。
3	喀痰吸引等研修受講料補助金 〔障害福祉課〕	障害福祉サービス事業所が喀痰吸引等研修を受講する費用の一部を補助することで，特定行為ができるホームヘルパーの育成を促進する。
4	《再掲》柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 〔障害福祉課〕	医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため，保健，医療等の関係者が参加する連携の場を通じて，関係機関の連携強化や医療的ケア児者の実態把握に取り組む。
5	強度行動障害者加算事業補助金 〔障害福祉課〕	強度行動障害者を受け入れる施設に対し，支援に要した費用の一部を補助することで，強度行動障害者の受け入れを促進する。

施策２　暮らしを支えるサービスの充実

これまでの主な取組

●介護給付費等の決定や支給を通じて必要な障害福祉サービスの提供を行うとともに，地域生活支援事業に位置付けられる各種事業を実施し，障害者の暮らしを支援しました。その他，寝具の乾燥消毒等のサービス提供，ねたきりの障害者が訪問で理髪サービスを受ける際の費用や嚥下食の配食サービスを受ける際の費用の一部の助成，紙おむつ給付等，在宅生活を支援するための事業も行っています。

●医療に関する支援も行っており，特に自立支援医療（精神通院医療）で受給者数が増加傾向にあります。

●地域生活支援拠点が実施する地区別研修や，柏市自立支援協議会くらし部会が実施する各種研修等を通じて，関係機関の連携強化並びに地域の障害福祉サービス提供事業者への支援を行い，サービスの質の確保を図りました。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，障害福祉サービスをする上で困ったこととして，「利用するまでの手続きに時間や手間がかかる」との回答が約３割となっています。また，サービスの種類や利用方法がわからないことを理由にサービスを利用していない人は２割強となっています。

●団体ヒアリングでは，特定のサービスが利用しづらいとの意見があり，相談支援事業所ヒアリングでも，障害種別ごとのサービスの利用格差が大きいとの意見が挙げられています。また，相談支援事業所ヒアリングでは，職員の人材不足や支援の質に課題を感じるとの意見も挙げられています。

●国では，様々な障害特性に応じたサービス提供体制を整備すること，障害福祉サービス事業所の質の確保・向上を図ること，サービス供給の計画的かつ効率的とするための方策を実施することを重要としており，2026（令和８）年度には障害福祉サービス等報酬改定の臨時的な見直しが行われています。また，人材確保等に関する事項について，市町村が策定する障害福祉計画への記載が求められています。

課題及び方針

課題 1

障害特性や状態像に応じた障害福祉サービスの提供が求められている一方で，情報の不足や手続きの負担等が障壁となっています。また，サービス提供体制の充実とともに支援の質の確保・向上が求められています。

方針 1

障害者が必要とするサービスを利用できるよう，障害福祉サービスを始めとする各種支援を行うとともに，必要とする人が適切な利用ができるような情報提供とあわせて，サービスの質と適正な量の確保を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

利用者のニーズに沿った障害福祉サービスの提供にあたっては，サービス提供人材の育成・確保が必要です。研修等による支援者支援の実施や，サービス提供人材を確保するための方策が求められています。

方針 2

安定的に障害福祉サービス等が提供できるよう，柏市自立支援協議会が実施する研修等を通じてサービス提供人材の育成支援を行うとともに，相談会の実施等を通じて人材の確保を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１　サービスを利用する上で困ったことが特にない障害者の割合（%）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
41.9	減少	X	X	X	X	X	X

●参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

◆訪問系サービス（居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護）の利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025（令和７）年度	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
671	X	X	X	X	X	X

◆日中活動系サービス（生活介護，療養介護，自立訓練）の利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025（令和７）年度	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
786	X	X	X	X	X	X

◆一時預かりのサービス（短期入所，日中一時支援）の利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
400	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　適切なサービス提供・利用促進

障害者等の日常生活を支える障害福祉サービスを始めとする各種サービス，移動負担を軽減する各種助成や安心して医療を受けられるような支援を実施し，それらのサービスに係る情報提供を行うことで，必要な人が適切にサービス利用できる体制の整備に取り組みます。また，障害者支援に携わる事業所等のネットワーク構築や実地指導等の実施によりサービスの質の確保・向上に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	在宅福祉サービスの提供 〔障害福祉課〕	在宅生活を支援するため，布団等の寝具の乾燥消毒や緊急通報システムの貸与を行う。また，ねたきりの障害者が訪問で理髪サービスを受ける際の費用や，嚥下食の配食サービスを受ける際の費用の一部を助成する。
2	移動の負担軽減を図る助成事業の実施 〔障害福祉課〕	タクシー乗車料金を助成する福祉タクシー券の提供や，公共交通機関の利用が困難な障害者の社会参加促進のために自家用自動車燃料費の助成を行う。
3	指導監査の実施 〔指導監査課〕	指定障害福祉サービス事業者に対して，自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう，実地指導等を行う。
4	補装具・日常生活用具費助成の実施 〔障害福祉課〕	障害の部位を補うことや，機能低下の代償，変形に対応するための用具（補装具）や，自立した生活を支援するための用具（日常生活用具）を購入する際の費用の一部を助成する。
5	介護給付費等の決定及び支給に関すること（障害福祉サービスの提供） 〔障害福祉課〕	障害者等の日常生活を支える障害福祉サービス，障害児通所支援や障害児入所支援を適切に利用できるよう，介護給付費等の支給決定を行うとともに，その支給を行う。
6	地域生活支援事業の実施（移動支援等） 〔障害福祉課〕	障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう，市町村が地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施する。
7	医療費の負担軽減を図る事業の実施 〔障害福祉課〕	心身の障害を除去・軽減するための医療費や，精神疾患を治療するための医療費，重度障害者の医療費等の自己負担額を軽減するための助成等を行う。

取組２　サービス提供人材の育成・確保

サービスを必要とする人が適切にサービスを受けられるよう，柏市自立支援協議会等が実施する研修を通じて支援者育成支援を行うとともに，障害福祉サービス事業所での就労に興味がある人に向けた相談会の実施により，各種サービスを提供する人材の育成・確保に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	柏市自立支援協議会専門部会における人材育成の取組 〔障害福祉課，柏市自立支援協議会専門部会〕	柏市自立支援協議会専門部会（相談支援，くらし，はたらく，こども）及びその下部組織である連絡会において，事例検討等により抽出された支援者の困り感解消等を目的とした研修等を実施することで，サービス提供人材の育成に取り組む。
2	柏市自立支援協議会関係機関における人材育成の取組 〔障害福祉課，柏市自立支援協議会関係機関〕	課題ごとに関係者が集まり，柏市自立支援協議会と連携する関係機関（虐待防止，権利擁護，差別解消，医療的ケア支援，精神障害者の地域生活支援，地域生活支援拠点の運営）において，各課題に特化した研修等を実施することで，サービス提供人材の育成に取り組む。
3	福祉のしごと相談会 〔障害福祉課〕	障害福祉サービス事業者の人材確保を目的とした相談会を実施し，若者，子育て世代，シニア世代等多様な世代を含めた人材のすそ野の拡大やそれぞれの人材層ごとの働き方へのマッチングを図る。
4	《再掲》喀痰吸引等研修受講料補助金 〔障害福祉課〕	障害福祉サービス事業所が喀痰吸引等研修を受講する費用の一部を補助することで，特定行為ができるホームヘルパーの育成を促進する。

施策３　安心して生活できる環境の整備

これまでの主な取組

●災害が発生した際に，地域の人の協力により安否確認や避難支援をしてもらう体制（柏市防災福祉Ｋ-Ｎｅｔ）への理解を深めてもらうため，説明用動画を市ホームページに公開するとともに，町会長会議やふるさと協議会の研修会等に出席し制度の周知に努めました。また，障害者等の避難行動要支援者の情報を町会に提供する際には，町会担当者一人ひとりに対し，制度の概要を説明することで理解促進を図りました。

●「福祉のまちづくり」の整備項目基準に全て適合している設置者に対して適合証を発行し，適合していない項目がある設置者には指導書を通知しています。

●障害者等の安心を確保するため，外見からは援助や配慮が必要であることがわからない人が周囲に配慮等が必要であることを知らせるヘルプマークを市役所や近隣センター等で配布しており，その配布数は年々増加しています。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，災害時に助けを求められる人は「同居の家族・親族」が８割弱である一方，「隣近所の人」は１割半ばにとどまっています。

●団体ヒアリングによると，災害時には避難所での集団生活が難しく，自宅避難や車中避難を選択せざるを得ないという意識が当事者や家族にあるという意見や，共助の観点から平時より地域住民との関係づくりが必要との意見が挙げられています。

●相談支援事業所ヒアリングによると，利用者一人ひとりに災害時にどのような支援が必要かの把握（アセスメント）が不十分との意見が挙げられています。また，地域によっては移動手段の確保が難しく，物理的に支援へのつながりが阻害されているケースがあるとの意見が挙げられています。

●2025（令和７）年７月に災害対策基本法等の改正法が施行され，災害時要配慮者（高齢者，障害者，こども，妊産婦その他），在宅避難者等の多様な支援ニーズに対応するため，災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加され，災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」が明記されました。

●2006（平成 18）年に制定された「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）によって，バリアフリー基準の適用や段階的な改善が進められる中，2020（令和２）年の改正において「心のバリアフリー」推進が市町村の責務とされ，物理的な設備だけでなく，障害の社会モデルの理解や合理的配慮の提供等が求められています。

課題及び方針

課題 1

柏市防災福祉Ｋ-Ｎｅｔを中心とした共助の体制構築に取り組んでいますが，災害時に隣近所に助けを求められる人は１割半ばに留まり，地域における支援体制は十分とは言えません。災害時要配慮者や在宅避難者等への福祉サービス提供も踏まえ，個別避難計画策定等を含めた緊急時の支援体制の整備が必要です。

方針 1

災害発生時や感染症拡大時等の緊急時において，個別避難計画の策定や防災訓練の実施等を通じて障害者が適切な支援を受けられる体制の整備を図るとともに，共助の仕組みづくりの推進を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

移動手段の地域格差やまちのバリアフリー化等のハード面のみならず，合理的配慮の提供等につながるような啓発等，ソフト面においても障害者の安全確保に向けた取組が求められています。

方針 2

障害者が安心して暮らせるまちになるよう，街なかでの安心につながるような各種制度に係る普及啓発の推進を図るとともに，犯罪に巻き込まれないような周知･啓発やまちのバリアフリー化等を通じて障害者の安全確保を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１　近所に助けを求められる人がいる障害者の割合（%）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
86.9	増加	X	X	X	X	X	X

方針２　外出するために必要な支援が特にない障害者の割合（%）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
29.7	減少	X	X	X	X	X	X

●参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

◆避難行動要支援者名簿受領町会数（町会）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
262	X	X	X	X	X	X

◆ヘルプマーク・ヘルプカードの配布数（個/年）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
5,267	X	X	X	X	X	X

◆障害者施設等を対象とした消費者教育の実施回数（回/年）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
1	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　緊急時にも安心できる取組の強化

災害発生時や感染症拡大等の緊急時に迅速，的確に対応できるよう，個別避難計画の策定や総合防災訓練の実施を通じて緊急時に備えるとともに，柏市防災福祉Ｋ-Ｎｅｔの活用等による地域における共助の仕組みづくりに取り組みます。また，災害時にも障害者が必要な情報を入手できるよう，各種媒体を活用した情報発信や適切な意思疎通支援等に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	柏市防災福祉Ｋ-Ｎｅｔ 〔福祉政策課〕	障害者等の避難行動要支援者の情報を，事前に町会・自治会・区等へ提供することで，災害発生時や災害の発生が予想される時に，安否確認や避難支援を地域の人の協力により実施する。あわせて，医療情報や緊急連絡先を記載・保管する「救急医療情報キット」を配布し，有事の際に情報を確認できるようにする。
2	防災に関する情報発信 〔防災安全課，広報広聴課，障害福祉課〕	メールやＦＡＸ，ＳＮＳ，ホームページ等，障害特性に応じた各種媒体により，災害情報等を発信する。
3	柏市防災ガイドブック 〔防災安全課〕	市内全域の避難場所や避難所，応急給水所，災害医療協力病院等を記載した地図とあわせて，平常時の備え等を記載したマップを配布する。
4	個別避難計画の作成推進 〔福祉政策課，障害福祉課〕	高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難を支援するため，避難支援を行う人や避難先等の情報を記載した計画の策定を推進するとともに，福祉避難所の確保に努める。
5	災害時における意思疎通支援 〔防災安全課，障害福祉課〕	避難所にホワイトボードや筆記用具等を設置したり，意思疎通支援者を派遣したりすることで，障害者の意思疎通支援を行う。
6	ファックス 119・ＮＥＴ119 〔指揮統制課〕	会話に不自由な聴覚・言語機能障害者等を対象として，ＦＡＸやスマートフォンを用いた通報を可能とする。
7	総合防災訓練の実施 〔防災安全課〕	地域住民の地震への防災意識や実践力の向上，市の防災対応力の向上を目指し，市民参加型訓練等を実施する。
8	非常用電源（日常生活用具）の助成 〔障害福祉課〕	在宅で生活する人工呼吸器を使用する身体障害者等で非常用電源を必要とする人に対し，購入費用の一部を助成する。

取組２　街なかでも安心できる環境の整備

障害者も安心して暮らせるまちの実現のために，ヘルプマーク，ほじょ犬マーク等のシンボルマークや駐車区画利用証制度等の普及啓発とともに，犯罪等に巻き込まれることを防ぐため，防犯体制の強化や消費者教育に取り組みます。あわせて，都市基盤や交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	「福祉のまちづくり」基準の適合指導 〔障害福祉課，建築指導課〕	整備項目基準に全て適合している設置者に対して適合証を発行し，適合していない項目がある設置者へは指導書を通知する。
2	公共交通機関等におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進 〔交通政策課〕	市内交通事業者に対し，ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を促す。あわせて，鉄道駅にホームドア設置の要望を行い，安全確保に取り組む。
3	ユニバーサルデザイン遊具の設置 〔公園緑地課，障害福祉課〕	市内公園や福祉施設等において，障害の有無にかかわらず，あらゆるこどもが一緒に遊べる遊具を設置する。
4	防犯に関する情報発信 〔防災安全課，広報広聴課〕	メールやＳＮＳ，ホームページ等，障害特性に応じた各種媒体により，犯罪発生状況等を発信し，注意喚起を行う。
5	消費生活相談及び消費者教育 〔消費生活センター〕	消費者トラブルの解決及び未然防止のため，有資格者による消費生活相談を実施する。あわせて，学校，地域，家庭，職域，その他様々な場において，消費者教育を推進する。
6	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布〔障害福祉課〕	外見からは援助や配慮が必要であることがわからない人が，周囲の人に配慮等を必要としていることを知らせるヘルプマークや，本人の状態や必要な配慮等について記入するヘルプカードを配布する。
7	ちば障害者等用駐車区画利用証の配布 〔障害福祉課〕	公共施設や商業施設等に設置されている「障害者等用駐車区画」を必要とする，障害者や介護が必要な高齢者等，歩行が困難と認められる人に利用証を交付することにより，同区画の適正利用を図る。
8	ほじょ犬マークの配布 〔障害福祉課〕	補助犬ユーザーと補助犬がどこでも一緒に活動できる社会を築くため，身体障害者補助犬法の理解促進を目的とする「ほじょ犬マーク」を配布する。

柱３　みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

目指す姿

●障害者が特性や状況に応じて希望する場所で働き続けられるよう，就労支援体制の充実及び多様な働く場の確保を目指すとともに，安定した工賃を得られるような取組を強化し，障害者が安心して働ける環境を目指します。

施策１
（XX ページ）

●障害者が地域で豊かな生活を送るため，楽しみのために参加できたり，障害者同士や市民との交流ができたりする場所や機会を充実させ，障害を問わずその人らしく社会参加できる地域を目指します。

施策２
（XX ページ）

●市民の障害に対する理解促進や福祉活動への参加促進により，障害の有無にかかわらず，お互いを尊重し，ともに支え合う共生社会の実現を目指します。

施策３
（XX ページ）

施策体系

施策	取組
重点施策 １　就労支援の充実	①　一般就労及び職場定着の促進 ②　障害特性等に応じた多様な働く場の確保
２　社会参加の促進	①　社会とつながる機会の充実 ②　障害当事者団体への支援を通じた交流機会の充実
３　共生意識の醸成と支え合いの地域づくり	①　共生意識の醸成 ②　協働による福祉活動の促進

施策１　就労支援の充実　重点施策

これまでの主な取組

●障害者の職場定着支援を目的に，本人及び企業に対してジョブコーチ派遣による支援を行いました。これまでは特に企業に対して障害特性の理解を促進するための支援を重点的に行っていますが，支援できる場面の拡充を図っていく必要があります。

●2024（令和６）年度に民間企業の法定雇用率達成に向けた企業向け相談会を開催し，障害者雇用についての講演及び採用企業からの講話を行いましたが，より効果的で持続可能な企業へのアプローチ方法を検討しています。

●工賃の向上を目指し，柏市教育福祉会館（ラコルタ柏）で実施するイベントや障害者就労事業振興センターとの共催による販売会において，市内の障害福祉サービス事業所で製作・製造している作品を販売しました。また，2024（令和６）年度に動画による事業所紹介を作成し，ＳＮＳを活用して市内の障害者就労施設の周知を行っています。

●一方で，柏市自立支援協議会はたらく部会においては，高齢化に伴って今までと同じ働き方ができない，生活の安定や生きがいのために働きたいという意見も出ており，工賃だけにとらわれない福祉的就労支援のあり方の検討が必要です。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，働く希望のある人では「一般企業（一般枠）」「一般企業（障害者枠）」への就労ニーズが高くなっています。また，障害者が働くために必要なこととして，「能力に合った仕事・業務内容のマッチング」や「職場の理解（体調の変化等への配慮等）」が多く挙げられています。

●団体ヒアリングによると，企業向けのセミナーや実習等を通じた障害者雇用への理解促進を求める意見や，重度身体障害者を始め身体障害のある人の受け入れが可能な就労継続支援Ｂ型事業所が少なく，障害特性や程度等を踏まえた就労先が必要といった意見が挙げられています。

●相談支援事業所ヒアリングによると，就労継続支援Ａ型事業所からステップアップできる就労先が少ないことや，ハイキャリアや専門職の人の就労先や転職支援ができる機関が不足しているとの意見が挙げられています。

●国では，障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）において障害者法定雇用率の段階的な引き上げを進めており，2026（令和８）年７月から民間企業は 2.7%，国及び地方公共団体等は 3.2%としています。また，週 10 時間から 20 時間未満の障害者の労働を新たに法定雇用率の算定対象とし，短時間労働者の雇用拡大を図っています。

●2025（令和７）年 10 月１日より，障害者が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう，本人の希望や，就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始されました。

課題及び方針

課題 1

障害者の一般就労への就労ニーズに対して，障害特性等の理解とあわせて，必要な配慮の提供等が企業に求められています。また，障害特性や状態像に応じた就労先・就労形態や就労後も継続した支援等により，障害者が働き続けられる環境が求められています。

方針 1

一般就労を目指す障害者が就労できるよう，企業への障害理解促進を図るとともに，就労した障害者が安心して働き続けられるよう，多様な障害特性やニーズに応じた就労支援の強化を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

高齢・重度障害者も含め，働きたい障害者が就労先を選択でき，就労し続けられる環境が求められています。また，障害者就労施設及びその製品等の認知度向上等により，受注数増加や受注の安定による工賃の安定が求められています。

方針 2

障害者就労施設等において障害の特性や障害者のニーズに応じた多様な働く場の確保を図るとともに，就労する障害者等が安定した工賃を得られるような取組の推進を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１　就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人数（人/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
	増加	X	X	X	X	X	X

方針１　市内就労定着支援事業所における就労定着率[1]が７割以上[2]の事業所の割合（%）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
92	増加	X	X	X	X	X	X

方針２　市内障害者就労施設等の平均工賃額（円）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
	増加	X	X	X	X	X	X

[1] 過去６年間において就労定着支援の利用を終了した人のうち，雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している人又は就労していた人の占める割合（障害福祉計画の定義と同じ）。

[2] 障害福祉計画における成果目標の考え方に基づいて，７割以上の事業所の割合を指標としている。

●参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

◆就労移行支援事業の利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
154	X	X	X	X	X	X

◆就労定着支援事業の利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
116	X	X	X	X	X	X

◆就労継続支援事業（Ａ型）の利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
284	X	X	X	X	X	X

◆就労継続支援事業（Ｂ型）の利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
691	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　一般就労及び職場定着の促進

障害者等の多様なニーズに対応するため，柏市自立支援協議会はたらく部会の取組を通じて関係機関の連携や企業における障害理解を促進し，障害者雇用促進に取り組みます。あわせて，柏市ジョブコーチ派遣事業等を活用や支援者である就労支援事業所職員への研修会の開催等を通じて，職場定着支援の強化に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	柏市ジョブコーチ派遣事業 〔障害福祉課〕	障害特性を踏まえ，障害者の職場適応を図るよう資するとともに，事業主へ障害に配慮した指導や交流の方法の助言等を行うことで，障害者の職場定着を支援する。
2	行政による障害者雇用 〔人事課〕	チャレンジドオフィスを始め，障害者雇用の促進につながる就労機会の提供や，働きやすい環境の改善等に取り組む。
3	企業向け啓発活動の実施 〔障害福祉課，柏市自立支援協議会はたらく部会〕	企業による障害理解の促進を目的として，柏市自立支援協議会はたらく部会において効率的かつ持続可能な方法を検討し，啓発に取り組む。
4	支援者向け研修会の開催 〔障害福祉課，柏市自立支援協議会はたらく部会〕	就労支援機関等を対象とした研修会を開催し，雇用や定着支援に関する課題の共有や意見交換を行う。
5	柏市自立支援協議会はたらく部会一般就労連絡会の開催 〔障害福祉課，柏市自立支援協議会はたらく部会〕	個別事例の検討を通じた地域課題の抽出と解決に向けた取組を行うとともに，障害者雇用に関わる関係機関の連携強化や地域とのネットワーク強化に取り組む。
6	重度障害者等就労支援特別事業 〔障害福祉課〕	重度障害者等に対する就労支援として，雇用施策と福祉施策が連携し，職場等における介助や通勤の支援を行う。

取組２　障害特性等に応じた多様な働く場の確保

障害者就労施設等において，新たに障害福祉サービスに追加された就労選択支援の活用も含め，障害の特性やニーズに応じた多様な働く場の確保に取り組むとともに，生産活動の充実や受注機会・販路の拡大，企業や関係機関との連携強化等を通じて，工賃の安定と持続可能な就労環境の整備に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	福祉施設による合同販売会の開催 〔障害福祉課〕	市内の障害福祉サービス事業所の工賃向上に向けて，事業所等で製作及び製造している作品販売を通じて工賃向上と障害理解の普及・啓発を図る。
2	《再掲》支援者向け研修会の開催 〔障害福祉課，柏市自立支援協議会はたらく部会〕	就労支援機関等を対象とした研修会を開催し，工賃向上に向けた意見交換を行う。
3	千葉県障害者就労事業振興センターとの連携 〔障害福祉課〕	障害者就労施設等を支援する役割を担う千葉県障害者就労事業振興センターと連携し，障害者就労施設等と企業のマッチングを通じた販路拡大に取り組む。
4	柏市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定 〔障害福祉課〕	障害者就労施設等の仕事を確保し，その経営基盤を強化するとともに，障害者の工賃水準を安定させるため，庁内向けに説明会を開催するなど，障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し，需要の拡大を図る。
5	柏市自立支援協議会はたらく部会福祉的就労連絡会の開催 〔障害福祉課，柏市自立支援協議会はたらく部会〕	個別事例の検討を通じた地域課題の抽出と解決に向けた取組を行うとともに，福祉的就労施設に関わる関係機関の連携強化や地域とのネットワーク強化に取り組む。

施策２　社会参加の促進

これまでの主な取組

●障害者等の社会参加のきっかけとして「障害者等社会参加・訪問支援（アウトリーチ）事業（2024（令和６）年度までは「障害者等社会参加・就労支援事業」）」及び「障害者等社会参加コーディネート事業」を実施し，職業準備訓練やワークショップ等の開催を行いました。事業を通じて確認された課題等から，今後は事業対象者を障害者以外にも拡大していく方向です。

●障害者活動センターでは，障害者やボランティア団体の活動拠点として認知度が向上し，多くの団体に利用されています。また，2023（令和５）年度から継続している障害者活動センター登録団体ミーティングを通じてセンター利用団体間の交流が進み，障害者週間には共催でのイベント実施がありましたが，団体会員以外の障害者や市民を巻き込んだ活動は少ない状況です。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，障害者の外出目的は「買い物」「医療機関の受診」「通勤・通学・通所」が上位を占めており，芸術活動やスポーツ活動といった趣味を目的とする外出は少ない状況です。

●基礎調査（障害者アンケート）によると，今後社会参加する，または社会参加を続けるとした場合の活動内容は「その他趣味やサークル活動」や「音楽や絵画等の芸術活動（鑑賞も含む）」が多くなっており，社会参加とその継続のためには，「近くに活動の場があること」「必要な情報が得やすいこと」「参加費用等の経済的負担が少ないこと」が必要とされています。

●基礎調査（市民アンケート）によると，市が障害福祉について今後力を入れるべきこととして「自立や社会参加を促す支援を充実させる」が５割強となっています。

●団体ヒアリングによると，一般の習い事や趣味の教室等には，介助者が必要であったり，受け入れる側の体制ができていなかったりするために参加が難しくなっているとの意見や，家族以外の人との接点が持てる，地域に気軽に出かけられる場所が必要との意見が挙げられています。

●相談支援事業所ヒアリングによると，ＳＮＳ等も活用しながら当事者が話し合える場を設定する必要があるとの意見が挙げられています。

●国で策定した第５次障害者基本計画では，文化芸術活動やスポーツ等の振興を目指し，障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて，障害者の生活と社会を豊かにするとともに，国民の障害への理解と認識を深め，障害者の自立と社会参加の促進に寄与することや，共生社会の実現に向けて，障害の有無にかかわらず誰もが障害者スポーツに親しめる機会を作る取組が示されています。

課題及び方針

課題 1

障害者の自立や社会参加の充実が求められる中，日常生活に必要不可欠な買い物等の目的で外出をする人が多く，スポーツ，芸術活動等の余暇を楽しむための活動には，受入体制等への不安が見られ参加しづらい現状があります。

方針 1

障害者が社会参加するきっかけとして，スポーツや文化芸術活動も含め，身近な場所において障害を問わず，楽しみのために参加できる場所や機会の充実を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

障害者活動センターを拠点とした活動団体同士の交流に一定の進展はあるものの，団体以外の障害者や市民との交流が多くは見られない状況です。障害当事者団体等の自主的な活動を支援し，障害者間や市民との活動，交流の機会を創出することが課題となっています。

方針 2

障害当事者団体等への支援を通じて，障害者やその家族同士が交流できる場所を確保するとともに，障害者と市民がともに活動できる機会の提供を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１　スポーツや文化芸術，その他趣味のために外出する障害者の割合[3]（%）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
23.0	増加	X	X	X	X	X	X

方針２　社会参加する，または社会参加を続けるために参加したい活動が特にない障害者の割合[4]（%）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
23.0	減少	X	X	X	X	X	X

[3] 基礎調査（障害者アンケート）で，「スポーツ活動（観戦も含む）」「音楽や絵画等の芸術活動（鑑賞も含む）」「その他の趣味やサークル活動」を外出の目的として回答した人の割合。

[4] 基礎調査（障害者アンケート）で，今後社会参加する，または社会参加を続けるとしたら参加したい活動を問われて，「特にない」「わからない」と回答した人の割合。

●参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

◆障害者活動センター利用件数（件/年）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
531	X	X	X	X	X	X

◆障害福祉関係団体が実施するイベント数（件/年）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
29	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　社会とつながる機会の充実

楽しみのために参加できる場所や機会の充実のため，必要な支援の提供と合わせ，ワークショップやイベント等の開催を通じて，多様な社会参加の機会提供に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	障害理解・啓発イベントの実施 〔障害福祉課〕	社会参加の機会を創出するため，障害者週間に合わせて市が実施する障害理解・啓発イベントに，障害者の参画を促す。
2	福祉喫茶コーナーの運営事業 〔障害福祉課，総務企画課，公園緑地課〕	教育福祉会館を始めとする公共施設において，障害者が就労・作業する福祉喫茶コーナーを設置することで，障害者の社会参加を促進するとともに，来館者との交流等を通じて市民の障害理解を深める。
3	《再掲》柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 〔保健予防課，障害福祉課〕	精神障害者が地域の一員として安心して社会参加できるよう，障害福祉だけでなく，保健，医療等の関係者が参加する協議の場を通じて，重層的な連携による支援体制を構築する。また，障害者がピアサポーターとして活動できるよう社会参加する機会を提供する。
4	柏市障がい者スポーツ推進連絡会 〔スポーツ課，障害福祉課〕	障害の有無にかかわらず，いつでも，どこでも，いつまでも，スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指し，気軽にスポーツを楽しめる環境を整えるため，市及び関係団体で構成する連絡会を通じた情報交換や協働事業を展開し，活動状況の把握及び活動機会の創出を図る。
5	みんなで楽しむニュースポーツまつり 〔スポーツ課〕	スポーツを通じて障害者と市民とが交流できるよう，柏市スポーツ推進委員協議会と連携し，誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの体験機会を提供する。
6	「千葉県障害者スポーツ大会」への参加支援 〔障害福祉課〕	スポーツを通じた障害者の自立と社会参加の推進に向けて，千葉県が実施する「千葉県障害者スポーツ大会」への参加を支援する。
7	障害者が各種講座等に安心して参加できる環境づくり 〔障害福祉課，中央公民館〕	社会福祉協議会と連携しながら，手話通訳者派遣等の合理的配慮の提供により，市民講座に障害者が参加しやすくなるように取り組む。

取組２　障害当事者団体への支援を通じた交流機会の充実

障害福祉関係団体の活動や障害理解啓発の拠点である障害者活動センターを始め，各所で活動する障害当事者団体に対する支援を通じて，団体同士の交流を深めるとともに，団体に所属しない障害者同士や市民との交流機会の提供に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	障害者活動センター運営事業 〔障害福祉課〕	障害者やボランティア団体が自主的に活動する拠点としての機能とあわせ，団体に所属しない障害者や市民との交流を創出する機会を提供する。
2	当事者団体・福祉団体活動助成 〔障害福祉課，社会福祉協議会〕	障害福祉関係団体や福祉団体が実施する各種事業に対して助成を行い，事業の実施を支援する。
3	障害者活動センター登録団体ミーティングの開催 〔障害福祉課〕	障害者活動センターを利用する団体を一堂に集めた意見交換の機会を設け，利用団体間の交流を深めるとともに，障害理解啓発の方法等について検討する。
4	《再掲》障害理解・啓発イベントの開催 〔障害福祉課〕	社会参加の機会を創出するため，障害者週間に合わせて市が実施する障害理解・啓発イベントに，障害者の参画を促す。
5	《再掲》柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 〔保健予防課，障害福祉課〕	精神障害者が地域の一員として安心して社会参加できるよう，障害福祉だけでなく，保健，医療等の関係者が参加する協議の場を通じて，重層的な連携による支援体制を構築する。また，障害者がピアサポーターとして活動できるよう社会参加する機会を提供する。

施策３　共生意識の醸成と支え合いの地域づくり

これまでの主な取組

●障害理解・啓発のためのイベント開催や情報発信等を通じて，市民の共生意識の醸成に取り組みました。毎年 12 月の障害者週間に合わせて障害理解イベントを開催しており，柏市教育福祉会館（ラコルタ柏）全館を活用し，障害者活動センター登録団体と協働したイベントやボランティアセンター主催イベント等を実施しています。

●市民の福祉活動への参加を促進するため，様々なボランティア養成講座を開催しています。2025（令和７）年度には，精神保健ボランティア養成講座を過去に受講した人や，受講しながらもボランティア団体に加入していない人を対象とした，精神保健ボランティアフォロー講座を開催しました。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，障害者が外出しやすくするために「周囲の理解」が必要との回答が前回調査時より増加しており，周りの目を気にしてしまうという意見が挙げられています。

●基礎調査（市民アンケート）によると，障害福祉や障害のある人に「関心はあるが，特に何もしていない」が約６割となっており，関心を持ったきっかけは「職場で見かけた，または関わった」「テレビやインターネット，書籍等で見聞きした」が多くなっています。

●基礎調査（市民アンケート）によると，障害のある人に対する偏見や差別は社会全体として「あると思う」が６割弱，「少しはあると思う」が約３割となっています。

●団体ヒアリングによると，学校での障害理解教育は進んでいるものの，一般市民への啓発はまだ不十分であるとの意見や，地域で障害について気軽に学べる機会を求める意見が挙げられています。また，一般市民との接点が作りにくく，地域の行事にも参加しにくいとの意見が挙げられています。

●相談支援事業所ヒアリングによると，一般市民が障害者と触れ合える場も理解する場もなく，一個人として手助けすることはあるかもしれないが，地域やコミュニティとしてはまだ十分ではないとの意見が挙げられています。

●国では，2024（令和６）年 12 月に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を策定し，学校教育や企業，地域等における「心のバリアフリー」に係る取組を示しています。

課題及び方針

課題 1

イベント実施等による障害理解に向けた啓発や学校での福祉教育等，障害理解の機会はあるものの，当事者からは周囲の理解を求める声があり，障害者に対する市民の理解を深める取組がさらに必要となっています。

方針 1

市民一人ひとりが障害に関する理解を深められるよう，各種イベント等を通じた啓発活動や交流機会を充実させ，地域における共生意識のさらなる醸成を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

障害や障害福祉に関心があってもボランティア活動等の行動に移している市民は少ない状況です。市民が障害福祉に関わる活動に関心を持ち，活動に参加するための取組や，障害福祉に関わるボランティア団体への支援が求められています。

方針 2

障害福祉に関係するボランティア団体等への支援を通じて，市民との協働による福祉活動の促進を図るとともに，各種講座やボランティア体験等，福祉活動に参加する市民の裾野が広がるような活動の推進を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１　障害者に対する偏見や差別が社会全体としてあると思う市民の割合[5]（%）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
86.2	減少	X	X	X	X	X	X

方針２　障害福祉や障害者に関心があり，何らかの形で行動に移している市民の割合[6]（%）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
18.8	増加	X	X	X	X	X	X

[5] 基礎調査（市民アンケート）で，障害者に対する偏見や差別は社会全体としてあると思うかを問われて，「あると思う」「少しはあると思う」と回答した人の割合。

[6] 基礎調査（市民アンケート）で，障害福祉や障害者に関心があるかを問われて，「関心があり，何らかの形で行動に移している」と回答した人の割合。

●参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

◆障害理解・啓発イベントの実施回数（件/年）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
31	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　共生意識の醸成

広報誌やパンフレット等の各種媒体を通じた情報発信や障害理解につながるイベント開催等，市民が障害福祉に接する機会を提供し，市民の障害理解促進に取り組みます。あわせて，障害者と市民の交流を通じた福祉教育の充実により，共生意識の醸成に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	広報誌・パンフレット等による障害福祉に関する情報の提供 〔障害福祉課〕	市民の障害福祉に関する理解促進のため，広報誌や各種パンフレット，ホームページ等を通じて，障害福祉に関する情報を発信する。
2	《再掲》障害理解・啓発イベントの実施 〔障害福祉課〕	障害理解の促進に向けて，障害者週間に合わせて実施する障害理解・啓発イベント等を関係団体と協働で実施する。
3	《再掲》福祉喫茶コーナーの運営事業 〔障害福祉課，総務企画課，公園緑地課〕	教育福祉会館を始めとする公共施設において，障害者が就労・作業する福祉喫茶コーナーを設置することで，障害者の社会参加を促進するとともに，来館者との交流等を通じて市民の障害理解を深める。
4	社会参加イベント開催事業 〔社会福祉協議会，福祉政策課〕	教育福祉会館に設置した総合福祉センターを拠点として，障害の有無や年代等の属性にとらわれない交流機会を提供する。
5	「福祉の心」作品展 〔社会福祉協議会〕	次世代を担うこどもに福祉への関心や理解を深めてもらう機会として，市内小中学生の作品を募集し，各種催事で展示する。
6	各学校における福祉教育の実施 〔指導課，各学校〕	互いのよさを生かしながら，積極的に社会に参画しようとする態度を養うため，総合的な学習の時間を始め，教科横断的に福祉の視点を持った授業展開を行う。
7	福祉体験への支援 〔社会福祉協議会〕	白杖や車いす，手話体験等を企画した学校・企業等に対し，ボランティアや職員を派遣し，体験学習支援を行う。
8	柏市こころのサポーター養成事業 〔保健予防課〕	精神障害に関する正しい知識と理解に基づき，家族や同僚等の身近な人に対して，傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターを養成する。

取組２　協働による福祉活動の促進

ボランティア講座の開催等により，市民の福祉活動への参加を促進し，市民との協働に取り組みます。また，障害者を対象としたボランティア団体への支援とネットワーク形成にも取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	障害者支援ボランティア養成講座の開催 〔社会福祉協議会，保健予防課，障害福祉課〕	市民の福祉活動への参加を促進するため，様々なボランティア養成講座を開催する。
2	《再掲》地域出前講座の実施 〔障害福祉課〕	ボランティア活動の促進に向けて，民生委員を始めとする地域住民を対象とした障害福祉に関する講座を開催する。
3	夏季ボランティア体験（夏ボラのススメ） 〔社会福祉協議会〕	青少年を対象に，夏休みを利用したボランティア体験学習を実施するとともに，夏季ボランティア体験学習の受入先を紹介する「夏ボラのススメ」を作成し，周知と募集を図る。
4	福祉体験講座 〔社会福祉協議会〕	障害者やボランティア団体等の協力を得て，小・中・高校生を対象に，夏休み期間中を利用した福祉体験教室を実施する。
5	《再掲》障害者活動センター運営事業 〔障害福祉課〕	ボランティア団体の継続的な活動とボランティアの拡大を図るため，これら団体が自主的に活動する拠点を確保する。
6	《再掲》障害者活動センター登録団体ミーティングの開催 〔障害福祉課〕	障害者活動センターを利用する団体を一堂に集めた意見交換の機会を設け，利用団体間の交流を深めるとともに，障害理解啓発の方法等について検討する。

柱４　みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

目指す姿

●乳幼児期に，家族がこどもの発達に不安を感じるなどの「気付き」の段階から早期発見・早期支援につながる仕組みを充実させるとともに，こどもの発達段階や特性に応じた専門的な療育支援や，保育園・幼稚園・こども園等における関係機関と連携した地域支援体制を充実させることで，障害の有無にかかわらず地域で共に成長できる環境の実現を目指します。

施策１
（XX ページ）

●学齢期では，一人ひとりの教育的ニーズや特性に応じた教育を推進するため，特別支援教育の充実や，必要に応じて教育・福祉の連携を図りながら，校内支援体制を強化するとともに，こどもの年齢や発達段階，障害の特性等に応じた居場所の充実と支援の質の向上により，安心して地域で成長できる環境の実現を目指します。

施策２
（XX ページ）

●乳幼児期から学齢期，学齢期から学校卒業後と，ライフステージの変化に応じたニーズに寄り添う支援体制を整備しながら，多様な支援機関による連携・協働を図ることにより，切れ目のない支援体制の充実を目指します。

施策３
（XX ページ）

施策体系

施策	取組
１　乳幼児期における支援の充実	① 気付きの段階からの早期発見・早期支援と専門的な療育支援の充実 ② 地域におけるインクルージョンの推進と支援体制・支援力の強化
２　学齢期における支援の充実	① 教育的ニーズに応じた特別支援教育と校内支援体制の充実 ② 特性等に応じた居場所づくりと支援の質の向上
重点施策 ３　切れ目のない支援体制の構築	① ライフステージに応じた切れ目のない支援 ② 関係機関の連携強化による切れ目のない支援

施策１　乳幼児期における支援の充実

これまでの主な取組

●2024（令和６）年度に，地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターを，官民それぞれ１か所ずつ登録しました。児童発達支援センターでは，地域の発達支援に関する入口として保護者からの相談を受け付けるほか，支援者支援として各施設への巡回支援や助言，研修会等を実施しています。

●幼児健康診査時に全数面談を実施し，健診未受診者には個別に対応したほか，必要に応じてこども発達センターの支援につなげるなど，庁内外の関係部署・機関と連携し，障害の早期発見に努めています。

●発達の気になるこどもを抱える保育園・幼稚園・こども園等を対象に，公認心理師等の資格を持った巡回支援専門員が施設を訪問し，職員への助言や研修会等を行っています。巡回を希望する園は増加傾向にあり，巡回先へのアンケート結果では概ね好評を得ています。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，障害児の保護者の現在の悩みは「就園・就学への不安」は８割半ば，「発育や発達の遅れ」が約７割となっています。また，障害児の保護者が今後充実を望む支援は「発達支援の専門職による療育」が７割半ばで最も多くなっています。

●団体ヒアリングによると，障害の早期発見や支援の場は整ってきているものの，適切な支援につながっているのかがわからないとの意見が挙げられています。

●相談支援事業所ヒアリングによると，健診時や保育園・幼稚園での面談時に経過観察となった結果，早期発見・早期療育に至らず，就学後に課題が顕在化するケースがあることや，療育相談としての児童発達支援センターの機能についての周知が不十分であるとの意見が挙げられています。

●国における障害児支援は，2023（令和５）年４月に発足したこども家庭庁の下で，こども施策全体の連続性の中で推進されていくこととなっています。また，同年 12 月に閣議決定された「こども大綱」では，「障害児支援・医療的ケア児等への支援」として，障害の有無にかかわらず，安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため，地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど，地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進することとしています。

課題及び方針

課題 1

障害の早期発見や早期支援につながる取組を実施していますが，こどもの発達状況や就園・就学に不安や心配がある保護者は多く，こどもの発達状況に合わせた支援や専門的な療育支援の充実を図るとともに，支援体制に係る情報提供が求められています。

方針 1

家族がこどもの発達に不安を感じるなどの「気付き」の段階から，早期発見・早期支援につながる仕組みを充実させるとともに，こどもの発達段階や特性に応じた専門性の高い療育支援を提供できる基盤の強化を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

巡回支援専門員による訪問支援のニーズは増加しており，保育園・幼稚園・こども園等におけるインクルージョンの推進に向けて，支援を必要とするこどもや職員に対する支援の一層の充実が求められています。

方針 2

支援を必要とするこどもが，保育園・幼稚園・こども園等において適切な支援を受けられ，障害の有無にかかわらず共に成長できるよう，児童発達支援センターをはじめとする関係機関が連携し，地域の支援力の向上を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１　幼児健康診査からこども発達センターの支援につながった件数（件/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
76	－	対象児童に適切な案内を行うこととし，目標件数は設定しない					

方針２　障害児等療育支援事業（巡回支援）実施のべ件数（件/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
243	増加	X	X	X	X	X	X

●参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

◆幼児健康診査受診率（１歳６か月児/３歳児）（%）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
93.1/91.0	X	X	X	X	X	X

◆児童発達支援利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
1,098	X	X	X	X	X	X

◆保育所等訪問支援利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
147	X	X	X	X	X	X

◆障害児相談支援利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025 （令和７）年度	2027 （令和９）年度	2028 （令和 10）年度	2029 （令和 11）年度	2030 （令和 12）年度	2031 （令和 13）年度	2032 （令和 14）年度
236	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　気付きの段階からの早期発見・早期支援と専門的な療育支援の充実

支援が必要なこどもを早期に発見し，適切な支援につなげるため，幼児健康診査を始めとする母子保健事業を推進するとともに，児童発達支援センターを中核として，保護者がこどもの発達に不安を感じるなどの「気付き」の段階から相談や支援に速やかにつながる仕組みを充実させていきます。また，関係機関と連携し，こどもの発達段階や特性に応じた専門的な療育支援を提供できる体制の充実を図ります。さらに，研修等の実施を通じて，児童やその家族への支援を担う職員の資質向上に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	幼児健康診査 〔母子保健課〕	こどもの発育や発達について，保護者と確認を行う。また，医師，歯科医師，保健師，歯科衛生士，栄養士，心理相談員等の専門職が育児，食事，歯科などの相談に対応する。
2	幼児健康診査後の発達相談 〔母子保健課〕	幼児健康診査で発見した発達が心配なこどもについて，早期の段階から保護者への相談対応や助言を行い，こども発達センター等の専門的な療育につなぐ。
3	外来療育相談支援（集団・個別）事業 〔こども発達センター〕	こどもの発達への不安や心配について，公認心理師や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ，発達の見立てや助言等を行う。また，こどもの状態に応じて，専門職による個別または小集団による療育を実施する。
4	発達相談窓口事業 〔こども発達センター〕	家族がこどもの発達に不安を感じるなどの気付きの段階から相談できる窓口を運営し，相談内容に応じて，福祉サービスのコーディネート，適切な専門機関の紹介，関係機関との連絡調整等を行う。
5	児童発達支援センターの運営 〔キッズルーム，こども発達センター〕	運動面に遅れがある，身体に麻痺がある，基本的生活習慣に遅れがある，社会性に遅れがあるなど，様々な発達の遅れがある就学前のこどもに対して，集団生活の中で基本的な生活習慣や遊びの獲得，運動機能の向上，社会性を身につけるなどの発達を支援する。
6	事業所向け研修会の実施 〔キッズルーム，こども発達センター〕	官民の児童発達支援センターが連携し，市内通所支援事業所や関係部署等を対象とした研修会を実施。地域における支援の質の向上と支援機関間の連携強化を図る。
7	児童発達支援事業所連絡会の運営 〔柏市自立支援協議会こども部会，キッズルーム〕	市内で児童発達支援を提供する事業所の連絡会を開催し，情報共有等による連携強化を図るとともに，職員向けの研修会を実施し，地域における支援者の資質向上を図る。
8	《再掲》指導監査の実施 〔指導監査課〕	指定障害福祉サービス事業者に対して，障害児通所給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう，実地指導を行う。

取組２　地域におけるインクルージョンの推進と支援体制・支援力の強化

児童発達支援センターを中核として，保育園・幼稚園・こども園等への巡回支援や助言，関係機関との連携を通じて，支援を必要とするこどもが適切な支援を受けられる体制の充実を図るとともに，園職員の専門性の向上や，医療的ケア児を含む障害児等が安全・安心に過ごせる受入環境の整備を進め，インクルージョンの推進と地域全体の支援力の向上に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	障害児等療育支援事業（巡回支援） 〔こども発達センター〕	発達の気になるこどもを抱える保育園・幼稚園・こども園等を対象に，公認心理師等の資格を持った巡回支援専門員が施設を訪問し，職員に助言等を行い，障害の理解や日々の保育等の取組に役立つよう支援する。また，支援の一環として，職員を対象に発達等に関する研修会も実施する。
2	保育所等訪問支援事業 〔キッズルーム〕	保育園・幼稚園・こども園等に通う障害児に対して，定期的に訪問支援員が訪問し，集団生活に適応できるように，専門的な支援を提供する。また，そのこどもに関わる職員に対して，関わり方等を助言する。
3	保育園等に対する公開療育・研修会等の開催 〔キッズルーム〕	市内の保育園・幼稚園・こども園等の職員に対して，キッズルーム（児童発達支援）の療育場面を公開し，体験型の研修を実施するほか，発達の気になるこどもへの関わり方の助言を提供する。
4	発達の気になる幼児支援研修会 〔キッズルーム〕	市内の保育園・幼稚園・こども園の職員を対象に，障害児や発達の気になるこどもに関する知識の習得・スキルアップを目的とした研修会を実施する。
5	障害の有無に関わらない集団保育の実施 〔保育運営課〕	障害児や発達等に心配のあるこどもに対し，個々の状態に応じた必要な支援を提供するため，安全な環境の確保に配慮しながら保育を行う。
6	医療的ケア児の保育 〔保育運営課〕	医療的ケアを要する児童が保育園等において医療的ケアなど適切な支援を受けられるよう関係機関と連携の上，安全・安心に受け入れられる体制を整備し，個々の状況に応じた保育を行う。
7	私立幼稚園等運営費等補助金 〔保育運営課〕	私立幼稚園または協会等を運営する法人等に対し，幼稚園教育の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るために補助金を交付する。
8	特定教育・保育施設等運営費等補助金 〔保育運営課〕	私立保育所，認定こども園及び小規模保育所に対し，教育・保育環境の整備を図り，教育・保育の充実に資するために補助金を交付する。

施策２　学齢期における支援の充実

これまでの主な取組

●児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援を行うため，特別支援学級及び通級指導教室に通う児童生徒を対象に，個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を行っています。また，特別支援教育コーディネーター等を中心に，校内委員会の実施や「柏市特別支援教育ガイドブック」「柏市の特別支援教育リーフレット」の活用を通じて，全ての教職員の特別支援教育に関する専門性の向上と校内支援体制の充実を図っています。

●市内指定放課後等デイサービス事業所が参加する放課後等デイサービス連絡会を開催し，地域の支援の質の向上や事業所同士の連携を図るための情報共有や研修等を実施しています。

●こどもルーム指導員を対象とした研修を実施し，障害への理解を深めるとともに，支援に必要な知識や対応力の向上を図ることで，安心して過ごせる居場所づくりに取り組んでいます。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，障害児の保護者が抱えるこどもの学校生活の悩みや困っていることとして「友達ができづらい」「授業についていけない」が多く挙げられています。

●基礎調査（障害者アンケート）によると，学齢期の子育ての不安として「学力」が増加しており，「進学に関する情報提供」や「学習支援」への要望が高くなっています。

●団体ヒアリングによると，特別支援学校からの送迎の対象外となっていることから，放課後等デイサービスが利用できない児童がいるとの意見が挙げられています。

●相談支援事業所ヒアリングによると，障害のある不登校児童や中学生・高校生が日中過ごせる場所が不足している現状や，教育分野における障害についての理解が十分ではなく，誤解や不適切・差別的な指導対応につながるケースが挙げられています。

●2023（令和５）年 12 月に閣議決定された「こども大綱」では，特別支援教育について，障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備と，一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として，インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めることとしています。

●文部科学省では，2024（令和６）年度より「インクルーシブな学校運営モデル事業」を実施し，障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が交流及び共同学習を発展的に進め，一緒に教育を受ける状況と柔軟な教育課程及び指導体制，異なる教育課程を踏まえた柔軟な教員配置も含めた校内体制等についての研究を進めています。

課題及び方針

課題 1

一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実と，障害の有無にかかわらず可能な限り同じ場で共に学ぶことのできる環境の整備が求められています。

方針 1

教職員の特別支援教育に関する理解・専門性の向上を図ることで，児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや特性に応じた教育を推進するとともに，必要に応じて教育と福祉の関係機関との連携を図りながら，各校の校内支援体制のさらなる充実を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

学校での支援に加え，障害のある児童生徒が安心して日中を過ごせる居場所の確保や，一人ひとりの特性やニーズに応じた支援の充実が求められています。

方針 2

支援を必要とするこどもとその家族が安心して地域で生活できるよう，こどもの年齢や発達段階，障害の特性等に応じた居場所の充実を図るとともに，支援者への情報共有や研修機会の提供を通して，支援の質の向上を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１ 特別支援教育に関する校内研修を実施した学校数（校）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
53	増加	X	X	X	X	X	X

方針２ 放課後等デイサービス連絡会及びこどもルーム指導員研修における研修等の受講割合（%）（事業担当者会議/こどもルーム）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
66.7/69.0	増加	X	X	X	X	X	X

●参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

◆放課後等デイサービス利用者数（人/月）

実績	目標・見込み					
2025（令和７）年度	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
1,213	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　教育的ニーズに応じた特別支援教育と校内支援体制の充実

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや特性に応じた教育の推進と，各校における校内支援体制の充実を図るため，連続性のある「多様な学びの場」の整備や，教職員の特別支援教育に関する理解・専門性の向上に取り組むとともに，障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を通じ，相互理解を深める教育を推進します。また，必要に応じて教育と福祉の関係機関との連携を図り，各校における支援体制のさらなる充実につなげます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	校内支援体制（多様な学びの場）と個に応じた支援の充実〔児童生徒課〕	特別支援教育コーディネーターを中心とした，校内支援体制の整備・充実を図る。また，障害のある児童生徒が，自立していくプロセスや社会参加の方法を適切な支援や指導の下で学ぶことができる環境を整備する。
2	個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成〔児童生徒課〕	一人ひとりの教育的ニーズに合わせた指導・支援を行うため，障害のある児童生徒等の関係機関や指導内容等に関する情報についてまとめた計画を作成する。
3	教育支援員・医療的ケア看護師・個別支援教員の配置〔児童生徒課〕	特別支援学級に在籍する児童生徒を始め，医療的ケアを必要とする児童生徒や不登校等，特別な支援や個別の支援を必要とする児童生徒に対する教育の充実を図るため，適切な配置を行う。
4	特別支援教育に関する研修及び特別支援教育コーディネーター連絡会等の開催〔児童生徒課〕	児童生徒一人ひとりの教育的ニーズや特性に応じた教育の充実に向け，管理職及び教職員，特別支援教育コーディネーターに対し，特別支援教育に関する研修を実施する。
5	指導主事等による学校等への巡回相談〔児童生徒課〕	校内支援体制の整備に向け，担任等に対して，担当指導主事や柏市特別支援教育巡回相談員による指導・助言を行う。
6	交流及び共同学習の推進〔校内及び居住地校交流，各学校〕	共生社会の実現に向けて，障害の有無にかかわらず通常の学級，特別支援学級，小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習に取り組む。
7	特別支援教育就学奨励費〔学校教育課〕	特別支援学級に在籍する児童生徒，及び通常学級に在籍する学校教育法施行令第 22 条の３に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対し，経済的負担の軽減を図るため，就学のために必要な経費の一部を援助する。
8	障害に配慮した教育環境の整備〔教育施設課〕	障害等の有無にかかわらず，誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう，長寿命化改良工事等施設の改修の際は施設のバリアフリー化を進める。

	事業名〔担当〕	事業内容
9	《再掲》保育所等訪問支援事業〔キッズルーム〕	保育園・幼稚園・こども園等に通う障害児に対して，定期的に訪問支援員が訪問し，集団生活に適応できるように，専門的な支援を提供する。また，そのこどもに関わる職員に対して，関わり方等を助言する。

取組２　特性等に応じた居場所づくりと支援の質の向上

家庭の状況や通学における課題，こどもの年齢，発達段階，障害の特性等に応じて，放課後等デイサービスにおいて発達支援や生活能力の向上に向けた支援を提供するとともに，こどもルームを含む様々な場において安心・安全で自分らしく過ごせる環境を提供し，こどもの成長や自立を促進します。また，柏市自立支援協議会こども部会放課後等デイサービス連絡会等における情報共有や，各種研修等を通じて，支援の質の向上に取り組みます。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	放課後等デイサービス連絡会の運営〔柏市自立支援協議会こども部会，障害福祉課〕	市内指定放課後等デイサービス事業所が参加する事業担当者会議において，連携を図るための情報共有やグループワーク等の研修の実施等を通じて，支援の質の向上を図る。
2	《再掲》事業所向け研修会の実施〔キッズルーム，こども発達センター〕	官民の児童発達支援センターが連携し，市内通所支援事業所や関係部署等を対象とした研修会を実施。地域における支援の質の向上と支援機関間の連携強化を図る。
3	障害に配慮したこどもルームの環境整備〔アフター―スクール課〕	障害児が安心してこどもルームを利用できるよう，必要に応じて改修を行う。
4	こどもルーム指導員研修〔アフター―スクール課〕	障害の理解を深めるため，こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進するほか，障害児等療育支援事業による巡回支援等，他機関との連携を促す。
5	《再掲》指導監査の実施〔指導監査課〕	指定障害福祉サービス事業者に対して，障害児通所給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう，実地指導を行う。

施策３　切れ目のない支援体制の構築　重点施策

これまでの主な取組

●切れ目なく適切な支援が受けられるよう，こどもの成長の記録や医療・福祉サービス等の利用に関する情報を記録・保管するライフサポートファイルの普及と活用の促進に取り組んでいます。障害福祉サービス受給者証の新規・更新申請を行った未就学児へのチラシによる周知のほか，こども発達センターの利用者への積極的なファイルの配布を行いました。

●あらゆる相談に切れ目なく対応できるよう，こども相談センター内に「乳幼児担当」「学齢児担当」「発達相談担当」を新たに設置しました。また，2024（令和６年）年度には，新たに法定化された「こども家庭センター」を設置し，母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働による早期の相談等に対応できる体制を構築しています。

●柏市自立支援協議会こども部会及び関連する連絡会等では，障害児や発達の気になるこども，その家族のための支援体制の整備を目的として，地域の障害児支援の関係者による協議を実施しています。

市民が望んでいることや国・県の動向

●基礎調査（障害者アンケート）によると，今後充実してほしい支援として，就学前児童の保護者からは「就学後の学校以外の障害福祉サービスや支援」や「就学後の学校以外の発達や生活に関しての相談先」，学齢期の保護者からは「就労支援」や「将来に関する相談」を望む意見が多くなっています。

●基礎調査（障害者アンケート）によると，ライフサポートファイルの認知度は，前回調査と比べて向上したものの「知らない」が約５割となっています。また，認知している人でも，サポートファイルを「どのように活用するのかがわからない」という回答が約５割となっています。

●団体ヒアリングによると，乳幼児から学齢期，成人になった時に，本人や家族のライフスタイルが変わらないように切れ目ない支援を求める意見が挙げられています。

●2023（令和５）年 12 月に閣議決定された「こども未来戦略」では，障害児支援，医療的ケア児支援等について，保健，医療，福祉，教育等の関係者が連携し，地域においてさまざまな機会を通じた発達相談，発達支援，家族支援の取組を進め，早期から切れ目なくこどもの育ちと家族を支える体制の構築を進めることを示しています。あわせて，地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進するために，地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターにおける専門的な支援の提供や，地域の障害児支援事業所や保育所等への支援を行うなどの機能強化を図ることとしています。

課題及び方針

課題 1

保護者からは，就学や卒業後に関する相談・支援ニーズが高く，ライフステージの変化に伴い利用するサービスや制度が変わる場合においても，こどもや家族が必要な支援を継続して受けられる体制の充実が求められています。

方針 1

こどもの成長段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため，将来を見据えた情報提供や伴走的な支援の仕組みを強化し，成長に応じて必要な支援に円滑につながる体制の充実を図ります。

取組１
（XX ページ）

課題 2

こどもの年齢や対応する窓口の違いによる支援のつなぎの難しさや情報の引継ぎが課題となっています。保健・医療・福祉・教育等の関係機関が連携・協働し，相談体制の強化や関係者による協議を進めるとともに，情報共有を含めた切れ目のない支援体制の構築が必要です。

方針 2

分野内外の連携による切れ目のない支援を行うため，児童発達支援センターを中心に，地域の関係機関が連携・協働できる体制整備を進め，必要な情報を共有できる仕組みの充実を図ります。

取組２
（XX ページ）

数値目標

●評価指標（方針の達成度を測る指標）

方針１ こども発達センターにおける相談受付のうち適切な機関・相談につないだ件数（件/年）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
852	増加	X	X	X	X	X	X

方針２ 児童発達支援センター主催研修の受講割合（%）（児童発達支援事業所/放課後等デイサービス事業所）

実績	目標						
2025（令和７）年度	方向性	2027（令和９）年度	2028（令和 10）年度	2029（令和 11）年度	2030（令和 12）年度	2031（令和 13）年度	2032（令和 14）年度
25.3/25.6	増加	X	X	X	X	X	X

取組

取組１　ライフステージに応じた切れ目のない支援

こどもの成長段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うため，福祉分野に限定されない多様な相談体制の充実を図るとともに，将来を見据えた情報提供や伴走的な支援に取り組みます。また，ライフサポートファイル等を活用しながら，家族と関係機関間で情報を共有し，円滑で一貫した支援を推進します。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	《再掲》発達相談窓口事業 〔こども発達センター〕	家族がこどもの発達に不安を感じる等の気付きの段階から相談できる窓口を運営し，相談内容に応じて，福祉サービスのコーディネート，適切な専門機関の紹介，関係機関との連絡調整等を行う。
2	就学相談（就学移行支援計画） 〔児童生徒課〕	小中学校在校生及び年長児の保護者を対象として，学校における一人ひとりに合った支援・就学のための相談を実施する。また，小学校への引継ぎのために就学移行支援計画を活用する。
3	教育相談 〔児童生徒課〕	教育支援室に臨床心理士等を配置し，原則，幼児，小学生，中学生を対象として，発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応する。
4	妊婦等包括相談支援事業 〔母子保健課〕	妊娠期から子育て期までの配慮や支援が必要なこどもや家庭に対し，切れ目のない相談・支援体制の充実のため，訪問や電話，来所相談及び適宜必要な機関につなぐ。
5	親子関係形成支援事業 〔こども相談センター〕	子育てに不安や悩みを抱える保護者を対象に，講義やワークを通じてこどもの行動の理解や接し方を学ぶプログラムを実施する。また，保護者同士が悩みを共有・相談できる場を設け，適切な親子関係の構築を支援する。
6	地域子育て支援拠点事業 〔子育て支援課〕	子育ての孤立の防止及び負担を軽減するため，乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し，親子同士の交流を通じた仲間づくりや，子育て関連情報の提供，子育ての悩み相談，育児講座等を実施している。
7	ペアレント・プログラム 〔子育て支援課〕	３～６歳のこどもを持つ，子育てに難しさを感じる保護者を対象に，こどもの「行動」の客観的な理解の仕方を伝え，楽しく子育てしてもらうことを目的にプログラムを実施する。
8	ライフサポートファイルの活用促進 〔こども発達センター，障害福祉課，児童生徒課〕	保護者には記入方法や活用方法についてサポートし，あわせて柏市自立支援協議会の連絡会等を通して支援者側に周知を図り，活用を促進する。

取組２　関係機関の連携強化による切れ目のない支援

分野内外の関係機関や関係部署が連携・協働し，切れ目のない支援を行うため，児童発達支援センターを中心とした連携体制の充実や必要な情報を共有できる仕組みづくりを進めるとともに，関係機関や関係部署に対する研修等を通じて専門性の向上を図るほか，柏市自立支援協議会こども部会を始めとする協議の場を活用し，関係機関相互の連携強化を図ります。

	事業名〔担当〕	事業内容
1	《再掲》障害児等療育支援事業（巡回支援）〔こども発達センター〕	発達の気になるこどもを抱える保育園・幼稚園・こども園等を対象に，公認心理師等の資格を持った巡回支援専門員が施設を訪問し，職員に助言等を行い，障害の理解や日々の保育等の取組に役立つよう支援する。また，支援の一環として，職員を対象に発達等に関する研修会も実施する。
2	《再掲》事業所向け研修会の実施〔キッズルーム，こども発達センター〕	官民の児童発達支援センターが連携し，市内通所支援事業所や関係部署等を対象とした研修会を実施。地域における支援の質の向上と支援機関間の連携強化を図る。
3	柏市幼保こ小連絡協議会の開催〔教育研究所〕	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し，保育園・幼稚園・こども園等と小学校の相互理解と連携の充実を図る。
4	《再掲》柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催〔障害福祉課〕	医療的ケアを必要とする障害児者の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図るために連絡会を開催する。
5	柏市要保護児童対策地域協議会の開催〔こども相談センター〕	要保護児童及び特定妊婦の経過の情報共有，支援の評価，支援方針の見直しを図るため，関係部署・機関と進行管理部会を毎月開催する。また，個別ケース検討会議も開催し，要保護児童等の健全な発育発達につなげる。
6	《再掲》医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置〔障害福祉課〕	医療的ケア児等が必要とする保健，医療，福祉等の多分野にまたがる支援を調整し，総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。
7	柏市自立支援協議会こども部会の運営支援〔障害福祉課〕	障害児や発達の気になる児童，その家族のための支援体制の整備を目的に，支援に関わる関係者による協議等を行うこども部会の運営を支援する。
8	保育所等訪問支援事業連絡会の運営〔柏市自立支援協議会こども部会，キッズルーム〕	市内で保育所等訪問支援を提供する事業所の連絡会を開催し，情報共有等による連携強化を図るとともに，職員向けの研修会を実施し，地域における支援者の資質向上を図る。
9	切れ目のない支援体制推進会議の運営〔柏市自立支援協議会こども部会，こども発達センター〕	切れ目のない支援の充実を目指し，地域の個別課題に合わせた構成員によるワーキングチームを立ち上げ，課題解決に向けた検討を行う。

付属資料

１．計画策定の流れ

（１）策定経過

計画の策定にあたっては，障害者本人や家族，障害福祉関係団体，委託相談支援事業所等からのアンケートやヒアリング，パブリックコメントなどにより収集した意見を踏まえ，障害福祉を巡る現状や今後の方向性などについて検討し，計画素案を作成の上，柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会及び柏市自立支援協議会において，専門的見地から審議を行い，計画策定を進めました。

		柏市健康福祉審議会	柏市自立支援協議会	その他
2025（令和７）年度	●月			

（２）柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

① 委員名簿

氏名（敬称略）	所属	備考
●●　●●	●●●●●●●●●●●●	～20XX（令和●）年●月●日
▲▲　▲▲		20XX（令和●）年●月●日～

② 審議経過

	日程・場所（方法）	議事

（３）柏市自立支援協議会

① 委員名簿

氏名（敬称略）	所属	備考
●●　●●	●●●●●●●●●●●●	～20XX（令和●）年●月●日
▲▲　▲▲		20XX（令和●）年●月●日～

② 審議経過

	日程・場所（方法）	議事

2. 用語解説

あ行	
ＩＣＴ （アイシーティー）	Information & Communication Technology の略。ＩＴ（情報技術）の概念をさらに一歩進め，ＩＴに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で，情報通信技術を指す。
一般就労	雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態のこと。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。対して，福祉的な支援を受けながら働く障害者の就労を「福祉的就労」といい，労働法規が適用されず，工賃が支払われる。

か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として，障害者等からの一般的な相談支援のほか，地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援や自立支援協議会に関与した地域づくりの業務を行うセンターのこと。
強度行動障害	激しい他害，自傷，多動など，本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が，著しく高い頻度で起こるため，特別に配慮された支援が必要になっている状態。

ノーマライゼーションかしわプラン 2027
【第５期障害者基本計画】

発行　柏市
編集　柏市福祉部障害福祉課

〒277-8505　千葉県柏市柏五丁目 10 番1号
TEL　04-7167-1136
FAX　04-7167-0294